

若狭地域森林計画変更計画書

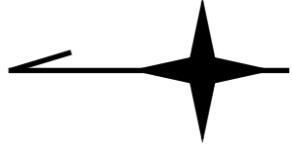
(若狭森林計画区)

計画期間
自 令和 5年4月 1日
至 令和15年3月31日

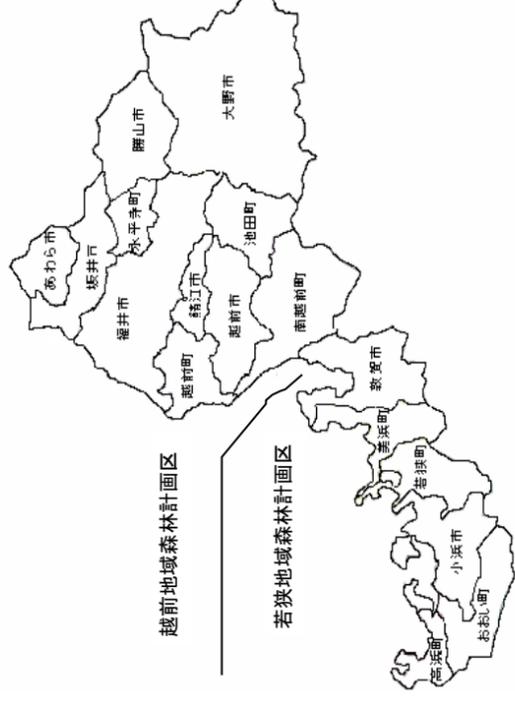
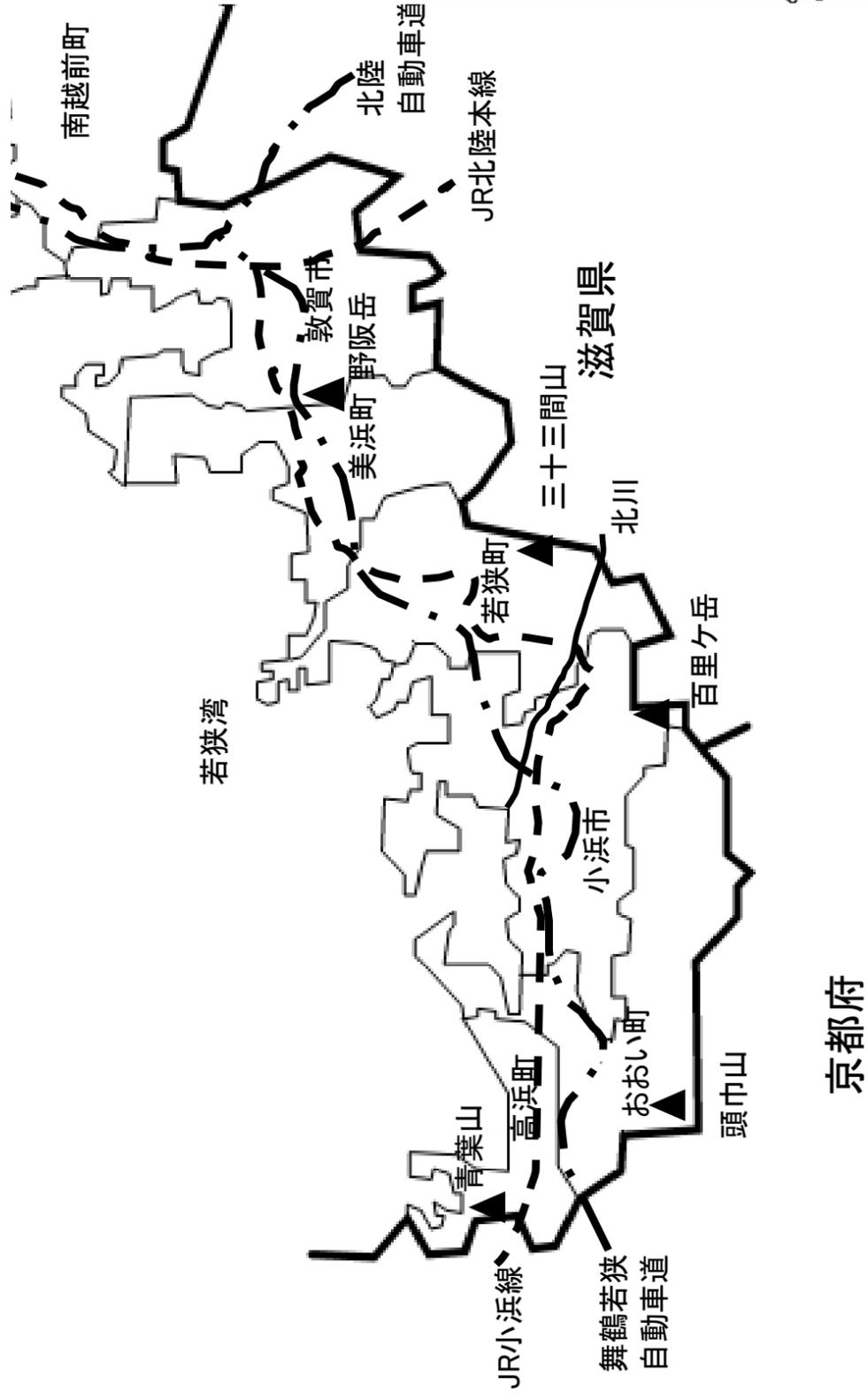
令和6年12月

福 井 県

若狭地域森林計画区位置図



凡	例
山	▲
河	—
川	—
道	—
鉄	—
道	—
路	—
都道府県界	—
市町界	—



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 計画区における自然的背景	
(2) 社会経済的背景	
(3) 森林・林業の現状	
2 前計画の実行結果の概要およびその評価	6
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	8
4 森林整備の目標に関する基本的な考え方	8
(1) 環境保全の森	
(2) 資源循環の森	
(3) 森林整備の目標量	

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	13
第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項	14
1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	14
(1) 森林の整備および保全の目標	
(2) 森林の整備および保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
(4) 災害に強い森づくりの基本方針	
2 その他必要な事項	18
(1) 林業採算性の向上	
(2) 県産材の需要拡大	
(3) 森林整備支援に対する県民意識の醸成	
第3 森林の整備に関する事項	20
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	20
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	23
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐および保育に関する事項	26
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	

4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	28
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針		
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針		
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	32
	(1) 林道等の開設および改良に関する基本的な考え方		
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方		
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方		
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方		
	(5) 林産物の搬出方法等		
	(6) その他必要な事項		
6	委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	35
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針		
	(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針		
	(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針		
	(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針		
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針		
	(6) その他必要な事項		
7	その他森林の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	38
	(1) 針広混交林化に関する事項		
第4	森林の保全に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	40
1	森林の土地の保全に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	40
	(1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区		
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法		
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項		
	(4) その他必要な事項		
2	保安施設に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	41
	(1) 保安林の整備に関する方針		
	(2) 保安施設地区の指定に関する方針		
	(3) 治山事業の実施に関する方針		
	(4) 特定保安林の整備に関する事項		
	(5) その他必要な事項		
3	鳥獣害の防止に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	42
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針		
	(2) その他必要な事項		
4	森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	42
	(1) 森林病害虫等の被害対策の方針		
	(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）		
	(3) 林野火災の予防の方針		
	(4) その他必要な事項		

5	その他森林の保全に関する事項	43
	(1) 森林の土地売買の監視に関する事項	
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	44
	(1) 保健機能森林の区域の基準	
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	計画量等	45
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	45
2	間伐面積	45
3	人工造林および天然更新別の造林面積	45
4	林道の開設および拡張に関する計画	46
5	保安林の整備および治山事業に関する計画	48
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在および面積ならびに要整備森林について実施すべき森林施業の方法 および時期	51
第7	その他必要な事項	52
1	保安林その他制限林の施業方法	52
2	その他必要な事項	64
(附) 参考資料		
1	森林計画区の概況	65
	(1) 市町別土地面積および森林面積	
	(2) 地況	
	(3) 土地利用の現況	
	(4) 産業別就業者数	
2	森林の現況	67
	(1) 齢級別森林資源表	
	(2) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表	
	(3) 市町別森林資源表	
	(4) 所有形態別森林資源表	
	(5) 制限林の種類別面積	
	(6) 樹種別材積表	
	(7) 特定保安林の指定状況	
	(8) 荒廃危険地の面積	
	(9) 森林の被害	
3	林業の動向	74
	(1) 保有山林規模別林家数	
	(2) 森林経営計画の認定状況	
	(3) 森林組合の現況	

(4) 林業事業体の現況	
(5) 林業労働力の概況	
(6) 林業機械化の概況	
(7) 作業路網等の整備の概況	
4 前期計画の実行状況 78
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2) 間伐面積	
(3) 人工造林および天然更新別面積	
(4) 林道の開設および拡張の数量	
(5) 保安林の整備および治山事業に関する計画	
ア 保安林の種類別の面積	
イ 保安施設地区の面積	
ウ 治山事業の数量	
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	
5 その他	
持続的伐採可能量 80
地域森林計画に関する用語の定義および基準 81

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画区における自然的背景

ア 位置

若狭森林計画区（以下「計画区」という。）は、福井県の南部のいわゆる嶺南地域に位置し、敦賀市、小浜市、美浜町、若狭町、高浜町およびおおい町の2市4町から構成されている。

当地域の北部は若狭湾、東部は越前森林計画区に、南部は滋賀県に、西部は京都府に面している。

イ 地形

計画区は、野坂山地、三遠山地、若丹山地、青葉火山地、敦賀平野、三方低地、および小浜平野からなり、若狭湾に面し、東西に細長く、海岸線は典型的なリアス式海岸となっている。

野坂山地は、敦賀市から美浜町に至る栃の木断層間と鉢伏山、野坂岳、三十三間山等からなり、特にこの山地には南北方向の断層が十数本存在し、ブロック化した山地を形成している。また、若狭湾に突出した敦賀半島は、ほぼ全域に花崗岩が露出し、半島北部ではその節理がよく発達している。

三遠山地は、若狭町（旧三方町から旧上中町南部）、および小浜市の東部を含む三方断層と熊川断層に挟まれた三角形の範囲で、200mから300mと他の山地より低いが急峻であり、造山機構末期の典型的な形態を呈している。

若丹山地は、若狭町（旧上中町北部）の熊川断層以西から京都府境に沿って高浜町に至る山地で、百里ヶ岳、八ヶ峰、頭巾山等からなり、山地内部には多くの断層が縦横に存在している。

青葉火山地は、高浜町西部に位置し、その中心を成すコニーデ型の青葉山は“若狭富士”の愛称でも知られている。

敦賀平野は、敦賀湾の陥没の後、ここに注ぐ笙の川、黒河川、および井の口川等により形成された平野であり、それぞれが明瞭な扇状地を形成している。

三方低地は、三方断層に沿う沈降低地、三方湖沿岸、耳川下流の小低地域であり、沈降によって作られた低地であるが、山麓にはその後の隆起による段丘地形もみられる。また、この低地にある三方五湖は、若狭湾のリアス式海岸とともに若狭湾国定公園のなかでもすぐれた景勝地となっている。

小浜平野は、熊川断層と三遠山地との間の低地である。ここを北川が流れ、河口近くでは西南の若丹山地から流れてきた南川とともに三角洲をつくり小浜湾に注いでいる。

ウ 地質および土壌

地質は、東部の敦賀市を中心に広がる花崗岩類とおおい町（旧名田庄村）を中心に広がる古生層、西部に分布する塩基性火成岩類、新第三紀層とに区分される。東部の敦賀半島、黒河川流域、若狭町（旧三方町）周辺には中生代の黒雲母花崗岩が、また、鉢伏山付近は角閃石花崗岩が分布し、敦賀市の平野部は新生代第四紀沖積層から成りたっている。

土壌は、鉢伏山の一部稜線に乾性弱ポドゾル化土壌が出現している外は、 B_b 型、 $B_b(d)$ 型土壌であり、特に敦賀半島は、 B_b 型、 $B_b(d)$ 型土壌が大部分を占めている。また、黒河川流域には、 B_b 型土壌が多くみられるが一部には B_e 型土壌も分布している。

三遠山地は、古生代二畳紀の粘板岩、砂岩、チャート、頁岩等からなり、互層になっている

場合が多い。山地周辺には、赤色土も分布しているが大半はB_b型土壌が帯状に分布している。若丹山地は、古生代の粘板岩、砂岩、チャート等から形成され、土壌もB_b型土壌が多く分布し、木材生産力の高い地域となっている。

なお、大島半島から鉾生谷にかけては、中生代の蛇紋岩、閃緑岩等が分布し塩基系暗赤色土と赤色土からなっている。西部の青葉火山地は新生代の安山岩、紫蘇輝石類、新第三紀の変朽安山岩、貢岩、礫岩、砂岩等からなっており、青葉山の周辺にはB_b型土壌のほか、B_v型土壌が多く出現している。

エ 気候

計画区は、福井県の南部に位置し、対馬暖流の影響を受けていることから、冬の気候は比較的温暖で降水量も少ない。観測地点の過去5ヶ年の平均気温は15.3℃、年間降水量は2,260mmとなっている。

(2) 社会経済的背景

ア 土地の利用状況

計画区の総土地面積は、109,991haで県土面積の26%を占めている。土地利用の状況は、農地6,527ha(6%)、森林87,469ha(80%)、その他15,995ha(14%)である。

イ 人口の動態

計画区の人口総数は、131,485人で、県全体の人口総数の17%にあたる。

人口の推移をみると、全市町減少している。

市 町		R4.9.1現在人口	H29.9.1現在人口	人口増減数
若狭地域 森林 計画	敦賀市	63,050	65,776	-2,726
	美浜町	8,904	9,759	-855
	若狭町	13,467	15,021	-1,554
	小浜市	28,372	29,417	-1,045
	おおい町	7,706	8,196	-490
	高浜町	9,986	10,520	-534
計		131,485	138,689	-7,204

ウ 地場産業の状況

計画区の農業は稲作が主体で、福井ウメの栽培をはじめ若狭牛等の畜産業も行われているものの、兼業農家が大部分を占めている。漁業については、個人経営が主体で、若狭湾沿岸を漁場とする沿岸漁業と河川および三方五湖を漁場とする内水面漁業とからなっている。また、若狭湾の地形を活かした養殖漁業が盛んであることが特徴的である。

工業は、プラスチック製品、化学、窯業・土石等が主である。また、敦賀市には、敦賀市産業団地、若狭町には三十三産業団地、そして、小浜市には竜前企業団地が造成されており、

更なる若狭地域の産業発展が期待される。海運業は、敦賀港、内浦港で行われており、特に敦賀港では、ロシア、韓国、中国、オーストラリア等の貿易が盛んで輸出品目としては、化学工業品、金属くず、ガラス類、輸入品目としては、原木、石灰等がある。また、移出入についても、セメント、石材、食品加工業品等を多く取扱っている。

計画区の就業者数は71,093人で、これは総人口の51%にあたる就業率となっており、産業別に見ると第一次産業4%、第二次産業27%、第三次産業68%、その他1%である。

エ 交通の状況

計画区の主要交通路網として鉄道では、JR西日本の北陸本線が幹線として敦賀市を縦貫し、嶺北地域や県外との広域輸送を担う一方、嶺南地域内では小浜線が地域輸送路線として利用されている。なお、令和5年度末には、北陸新幹線が金沢・敦賀駅間において延伸開業されるとともに、北陸本線は第三セクター化されることにより、引き続き地域の足としての役割を担う予定である。

基幹道路としては、平成26年度に全線開通した舞鶴若狭自動車道が嶺南各地を結び、敦賀市を終点として北陸自動車道と接続しているほか、国道27号等一般国道5路線、主要地方道12路線があり、県道、市町村道と連結して計画区内の観光道路としても大きな役割を果たしている。

特に、先述の舞鶴若狭自動車道の開通により、関西方面や中京方面とのネットワークが形成されることとなり、今後交流人口の増加や物流の拡大が期待されている。

(3) 森林・林業の現状

計画区の森林面積は87,437haで、総土地面積の79%を占め、県全体の74%に比べて若干高くなっている。県民一人当たりの面積についても、県全体の0.41haに対し0.66haと高い状況にある。

また、国有林については7,515ha、森林面積の9%と県全体の13%と比べ若干低い。

単位：面積ha、蓄積千m³

区分	全体		民有林		国有林	
	森林面積	蓄積	森林面積	蓄積	森林面積	蓄積
若狭計画区	(28.0%) 87,437	(26.3%) 18,108	(29.3%) 79,922	(26.3%) 16,992	(19.1%) 7,515	(26.0%) 1,116
県全体	312,075	68,867	272,768	64,581	39,307	4,286

* () 書きは県全体に占める割合を示す。

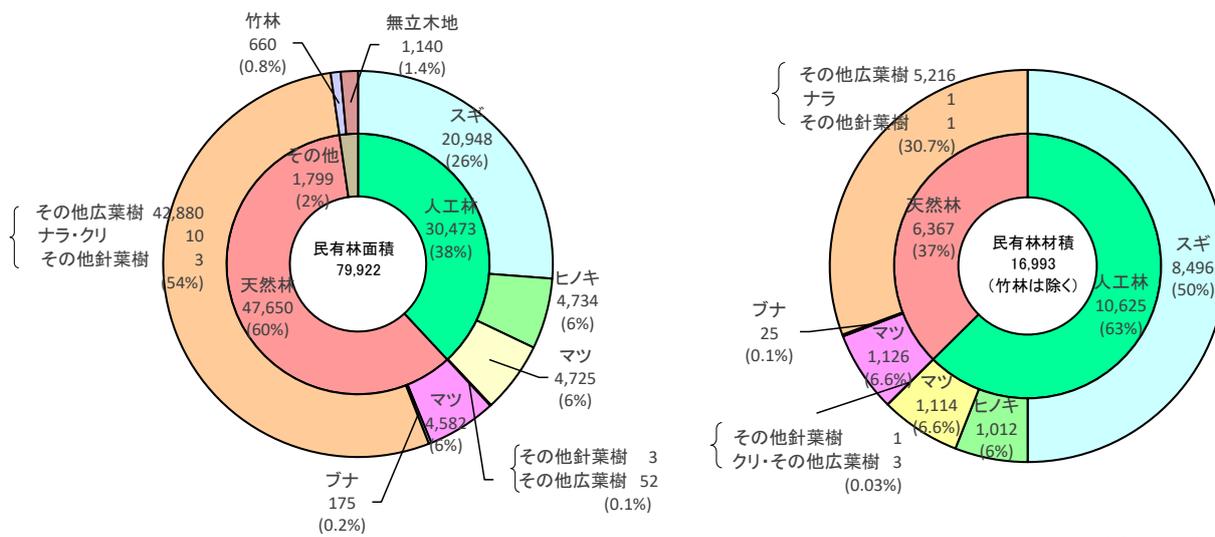
ア 森林資源の現状

計画区の対象とする民有林79,922haのうち人工林は30,473ha、天然林は47,650ha、その他1,799haとなっている。

資源構成

(単位：ha)

(単位：千㎡)

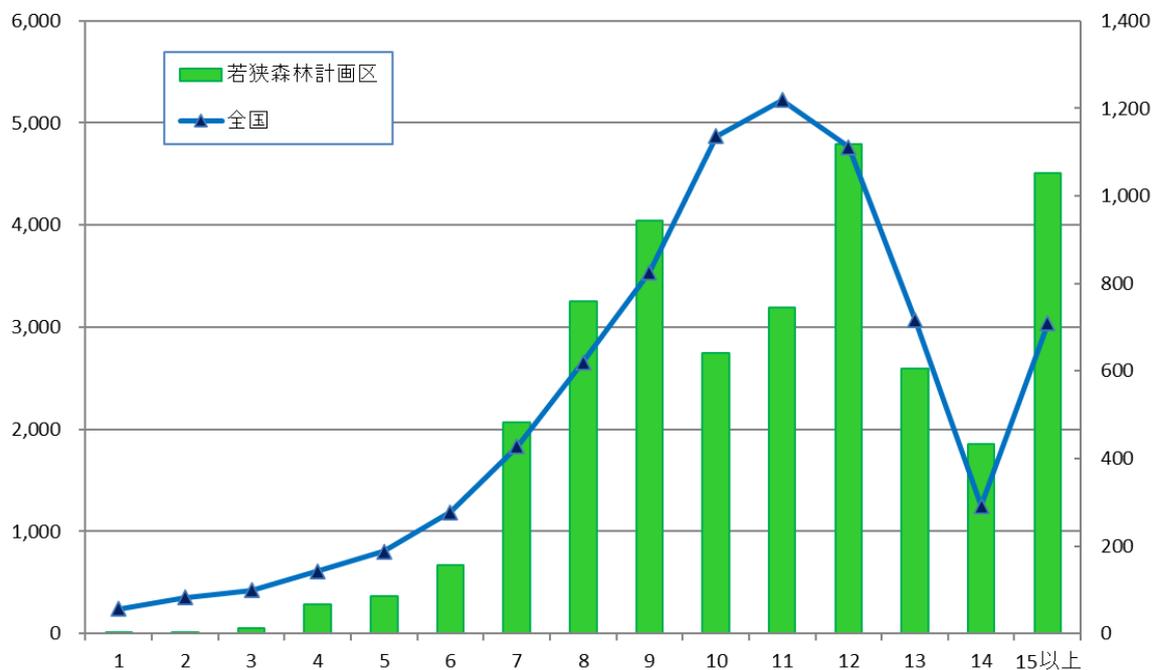


(令和4年3月末現在)

私有林人工林の齢級別面積構成

若狭森林計画区面積 (ha)

全国面積 (千ha)



(令和4年3月末現在、全国は平成29年3月末現在)

イ 造林の現状

計画区における過去5年間（平成30年～令和4年）の造林実績は、13haで県全体の6%に相当する。この内訳をみると一般補助造林8ha(62%)、(独)森林総合研究所造林5ha(35%)、その他1ha(3%)となっている。

ウ 林道等路網の現状

計画区の平成28年度末の林道(軽車道含む)延長は481km、林道密度は6.0m/haで県平均の7.8m/haに比べ低くなっている。

エ 制限林の現状

計画区において、制限林に指定されている私有林面積は42,418haで私有林面積の53%を占めている。この内訳をみると延べ面積で保安林(保安施設地区を含む)が27,139ha、砂防指定地5,526ha、自然公園12,924haとなっており、その他にも小規模ながら鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物等が指定されている。

オ 森林経営形態の現状

計画区の私有林面積のうち、公有林の占める割合は15%であり、ほとんどが私有林となっている。

2020年世界農林業センサスによると、林家数は3,400戸、保有山林面積は15,221haであり、保有山林面積は平均4.5haと、小規模かつ零細である。

カ 林業労働力の現状

計画区の令和2年度末の森林組合の作業班員数は、49人(県全体の20%)であり、造林や下刈りなどの保育作業の減少等に伴い平成22年度末の99人と比較して53%まで減少している。また、年齢構成は高齢化に歯止めがかかり平準化の傾向にある。

なお、近年は新たな林業労働力として、素材生産を中心に民間事業者の林業への参入が増加している。

キ 木材産業の現状

計画区内の製材工場数は12工場で県全体141工場の9%を占め、チップ工場でも同じく県全体の24工場に対し、計画区では4工場と全体の17%を占めている。

また、計画区内の木材市場は、2箇所(県全体4箇所)あり、令和3年度の素材取扱量(県産材)は、県全体の44,622m³に対し計画区の11,742m³と県全体の26%を占めている。

ク 特用林産物の生産量

計画区内における特用林産物の生産量は次表のとおりである。

単位：t

区分	しいたけ		なめこ	えのき だけ	ひら たけ	カン タケ	まい たけ	木炭	竹炭	わらび	ゼン マイ	わさび	おう れん	きはだ
	生	乾												
計画区	121.9	0.6	-	-	0.1	-	-	7.7	-	0.3	-	0.2	-	-
県全体	203.8	3.1	22.0	92.3	6.7	0.3	111.2	17.9	0.5	0.9	0.8	0.5	0.8	0.2

*特用林産物の生産量は、令和3年次実績

*表中の「-」は生産していないものを示す。

2 前計画の実行結果の概要およびその評価

前計画における前半5年分の伐採材積、人工造林および天然更新別の造林面積、間伐面積、林道の開設または拡張、保安林の整備および治山事業の実行結果の概要およびその評価は次のとおりである。

(1) 伐採立木材積

単位：千m³

区分	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	103	310	413	43	264	307	42%	85%	74%
針葉樹	76	310	386	20	264	284	26%	85%	74%
広葉樹	27	—	27	23	—	23	85%	—	85%

(注1) 計画欄は、前期計画の前半5年分（H30.4.1～R5.3.31）に対応する計画量である。

(注2) 実行欄は、前期計画の前半5年分（H30.4.1～R5.3.31）の実行量である。

ただし、本計画の樹立年度（H4.4.1～R5.3.31）の実行量については見込である。

間伐の実行量は計画量に対し85%と、ほぼ計画的な間伐が実施された。

主伐の実行量は計画量に対し42%と、計画量を下回った。

これは、ニホンジカの影響により主伐による伐採を控えていると推測される。

(2) 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：h a

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
827	267	32%	147	13	9%	680	254	37%

(注) (1) の注に同じ。

主伐の実行量が計画量を下回り、人工造林（再造林）の実行量が計画量を下回ったと推測される。

なお、天然更新の実行については、松くい虫被害林の面積も含んでいる。

(3) 間伐面積

単位：h a

計 画	実 行	実行歩合
6,760	6,420	95%

(注) (1) の注に同じ。

ほぼ計画どおり実行されており、今後も計画的に推進していく。

(4) 林道の開設および拡張

単位：m、箇所

区 分	開設延長			拡張(改良)		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	32,280	4,757	15%	34	30	88%
内林業専用道	-	-	-	-	-	-

(注) (1) の注に同じ。

開設の計画量に対し実行が下回っている。これは継続路線に集中投資したためである。今後、計画的に開設および拡張を進めていきたい。

(5) 保安林の整備

単位：ha

区 分	保安林指定			備 考
	計画	実行	実行歩合	
^{かん} 水源涵養のための保安林	350	280.28	80%	1号
災害防備のための保安林	100	259.23	259%	2～7号
保健、風致の保存等のための保安林	10	0	0%	8～11号

(注) (1) の注に同じ。

近年の自然災害増加に伴い、計画が上回っている。今後も、災害防備に重点を置いた保安林指定を行っていく必要がある。

(6) 治山事業

単位：地区

計 画	実 行	実行歩合
35	24	69%

(注) (1) の注に同じ。

計画量に対し実行が下回っている。今後計画的に事業を進めていく必要がある。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の75%を占める森林は、木材等林産物の供給、県土の保全や水源の涵養^{かん}、生活環境の保全、保健・文化・教育的活動の場の提供、生物多様性の保全、地球温暖化防止に対する二酸化炭素の吸収・固定源として重要な役割を果たしている。

とりわけ、平成16年7月の記録的な豪雨により発生した福井豪雨災害では、下流域に大きな被害をもたらした。このため、県民生活の安全、安心を確保する観点から、災害に強い森づくりが求められている。

このような多様化・高度化する県民の要請に応えるためには、循環を基軸とした森林整備の推進を通じ、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくことが重要となっており、その状況を的確に把握するため、森林資源調査や森林の区域を明確にする森林GISの精度向上や効果的な活用を図る必要がある。

一方、林業については、採算性の悪化、林業産出額・林業所得の減少等により、手入れ不足や放棄森林が増加し、林業経営のみならず直接県民の生活に関わる森林の公益的機能の低下が懸念される状況になってきている。

さらに、昭和40年代から50年代にかけて造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、資源量が年々増加している一方で、十分に利用されておらず、「育てる林業」から木を伐って使う「儲ける・稼げる林業」へと変えていく必要がある。

このため、循環を基軸とした森林施業を永続的に推進していくとともに、災害に強い森づくりを進めるため、森林・林業基本計画および全国森林計画に即しつつ「ふくい森林・林業基本計画（令和2年3月策定）」と整合を図りながら、本計画区の森林整備の目標、伐採立木材積、造林面積および林道開設延長等を定めるものとする。

4 森林整備の目標に関する基本的な考え方

本計画における森林整備の目標の設定に当たっては、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるという基本的な考え方のもと、これらの森林に係る自然的条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全および木材等生産の各機能を高度に発揮させるため、その期待する機能ごとに「水源涵養機能林」、「山地災害防止機能林」、「生活環境保全機能林」、「保健文化機能林」および「木材生産機能林」の5つの区域に区別し、本計画区の望ましい森林の姿を踏まえ、森林の適正な整備および保全の実施により安定的に推移する姿を「指向する森林の姿」として示し、これを長期的な森林整備の目標とする。

この場合、森林の長期的な特性を踏まえ、指向する森林の姿への移行期間はおおむね40年後とし、これに到達する過程として計画期末を中間目標として示すものとする。

なお、この5つの区域について森林整備を効率的に推進する観点から、目指すべき森林の姿を森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全の森」と、木材の持続的な生産を主目的とした「資源循環の森」の2つにゾーニングし、それぞれに応じた森林整備を進めるものとする。

(1) 環境保全の森

森林の公益的機能の発揮を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を行っていく。

主として水源涵養^{かん}、山地災害防止機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林については、高齢級の森林や複層林への誘導、針広混交林化、伐採に伴う裸地面積の縮小および分散等により、適正な整備、保全を図るものとする。

	森 林 区 分	整備の方向	位置条件等
優先する 森林	① 育成複層林	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	
	② 天然生林	・主として天然力を活用し状況に応じて更新補助などにより保全・管理	・天然力により機能が確保される森林
	③ 育成単層林	・針葉樹単層林は、保育・間伐と伐期の長期化を基本として育成・管理	・緩傾斜な森林

主として生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、自然環境等の保全および創出を基本とし、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する 森林	① 天然生林	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林、すぐれた自然を構成する森林は自然状態での維持を基本として保全・管理	
	② 育成複層林	・広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・都市近郊林、里山林等
	③ 育成単層林	・針葉樹単層林は景観等への影響を配慮し、育成・管理	・里山等の緩傾斜な森林

(2) 資源循環の森

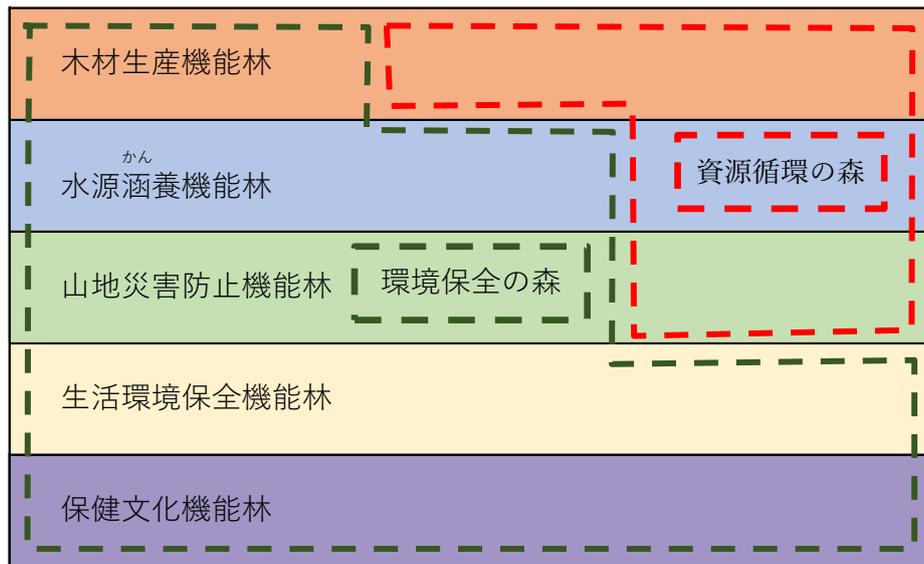
木材の持続的な生産を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を必要に応じて公益的機能の確保に留意しながら行っていく。

主として木材生産機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、適正な整備、保全を図る。この場合、林道等の基盤整備の状況、木材生産コスト、林業経営方針を十分に考慮するものとする。

なお、水源涵養、山地災害防止の公益的機能を発揮していく必要のある森林については、その機能が持続的に発揮されるよう留意するものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	① 育成単層林	・高い成長量を有する針葉樹単層林は適切な保育・間伐および多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理	・緩傾斜
	② 育成複層林	・針葉樹単層林は群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助などにより複層状態の森林へ誘導	
	③ 天然生林	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理	・天然力により機能が確保される森林

目指すべき森林の区分と森林機能区分との関係（概念図）



(3) 森林整備の目標量

単位：ha 蓄積：m3/ha

区 分	令和 3 年度	計画期末 令和 14 年度
総森林面積	79,922	79,922
育成単層林	30,380	30,275
育成複層林	348	873
天然生林	49,194	48,774
森林蓄積	213	241

(参考)

育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により単層状態の森林がこれに相当する。

育成複層林

森林を構成する林木を択伐（抜き伐り）等により部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持される森林。複層状態の人工林の他に人為により複層状態にある天然林および針広混交林がこれに相当する。

天然生林

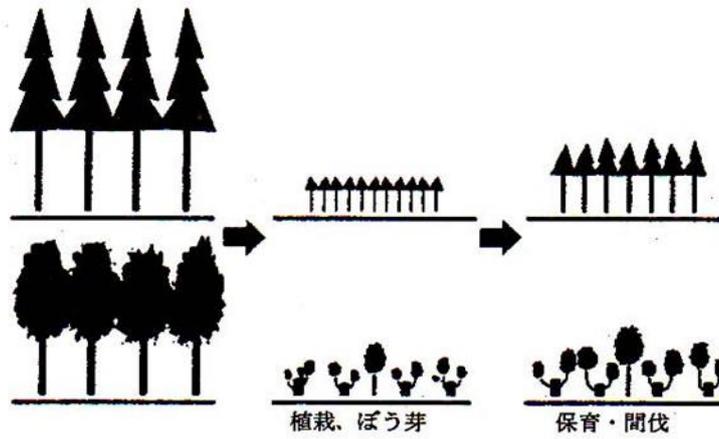
主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。

育成林

植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林

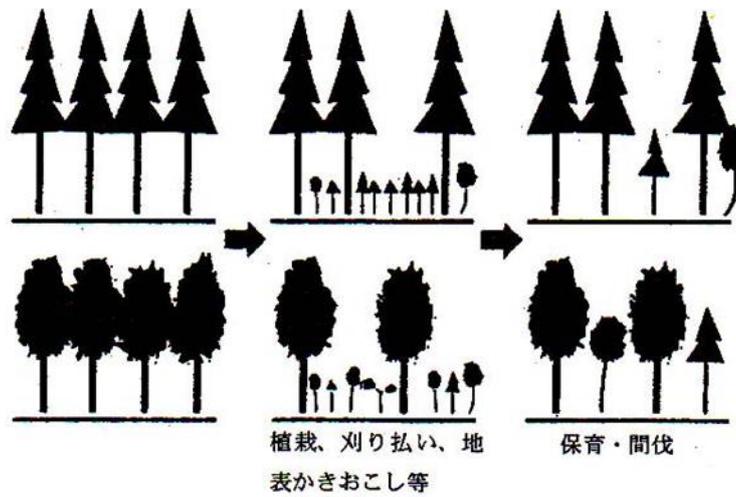
育成単層林

(林木の一定のまとまりを一度に全部伐採)



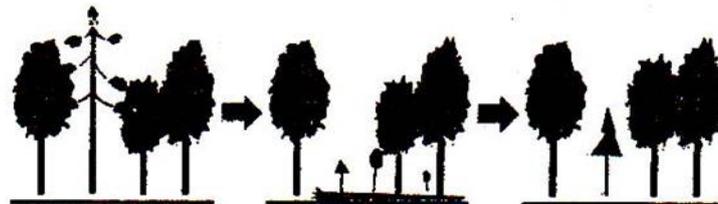
育成複層林

(択伐等により部分的に伐採)



天然生林

主として天然力の活用により、保全・管理する森林



II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積

単位：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		79,953	
若狭森林計画区	敦 賀 市	15,147	
	美 浜 町	12,593	
	若 狭 町	11,294	
	小 浜 市	18,325	
	お お い 町	17,266	
	高 浜 町	5,329	

- (注)
- 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
 - 2 本計画の対象森林は次の事項の対象となる。
 - (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林および保安施設地区の区域内の森林ならびに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
 - (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届け出
 - (3) 森林法第10条の8第1項の伐採および伐採後の造林の届出（保安林および保安施設地区の区域内の森林を除く。）
 - 3 森林計画図の縦覧場所は、県森づくり課、嶺南振興局、計画区内該当市町役場とする。
 - 4 調査時点：市町森林面積は令和6年3月31日現在による。
 - 5 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入によるものである。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

発揮を期待する機能に応じた適正な森林整備および保全の確保に当たって、森林の有する7つの多面的機能を総合的かつ高度に発揮するうえで、望ましい森林の姿については次のとおりである。

なお、特に下記「木材等生産機能」の高い森林においては、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・利用や花粉の少ない苗木等の導入を図るものとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備および保全の基本方針

ア 森林の整備および保全の基本的な考え方

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源調査や森林の区域を明確にする森林GISの精度向上や効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の

有する各機能を高度に発揮するため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備および保全を行う観点から、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件および社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている7つの多面的機能を重視する機能に応じて水源涵養機能林、山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林および木材生産機能林の5つの区域に区分する。

更に、森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全の森」と、木材の持続的な生産を主目的とした「資源循環の森」に大別することとし、

- a 育成単層林における保育・間伐の積極的な推進
- b 人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備
- c 天然生林の適正な保全・管理
- d 保安林制度の適切な運用と山地災害等の防止対策の推進
- e 森林病虫害・野生鳥獣被害の防止対策の推進

等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備および保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道等の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及および定着を図るとともに、施業の集約化に努めることとする。

イ 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備および保全の方針

① 水源涵養機能林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林および地域の用水源として重要なため池、湧水池および溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

② 山地災害防止機能林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、災害に強い県土基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る施業を推進する。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な治山施設の設置を推進することを基本とする。

③ 生活環境保全機能林

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する

森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

④ 保健文化機能林

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡・名勝等の存在する森林、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、保健機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図ることや、美的景観の維持・形成に配慮する等の多様な森林整備を推進する。

また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

⑤ 木材生産機能林

県民の生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(参考) 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備推進方向

項目	水源涵養機能林 山地災害防止機能林	生活環境保全機能林 保健文化機能林	木材生産機能林
○基本方向	・高齢級の森林への誘導および伐採に伴う裸地面積の縮小 ・分散	・自然環境等の保全・創出	・効率的・効果的な木材資源の活用
○主な施業と誘導方向 (育成単層林)	・針葉樹単層林(緩傾斜、高生長量)は適切な保育、間伐と伐期の長期化を基本とした単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林(里山等の緩傾斜、高生長量)は景観等への影響を配慮した適切な保育・間伐を基本として単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林(緩傾斜、高生長量)は適切な保育・間伐と多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理
(育成複層林)	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導 ・保安林等の天然生林は更新補助等により複層状態の森林として育成・管理	・都市近郊や里山林等は、広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助等により複層状態の森林へ誘導
(天然生林)	・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助などにより適切に保全・管理	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林をはじめ、すぐれた自然を構成する森林は必要に応じ植生の復元を図るなど適切に保全・管理	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理

ウ 環境保全の森および資源循環の森と発揮を期待する機能に応じた森林との関係

①環境保全の森

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、水源涵養機能林、山地災害防止機能林で、次の事項の資源循環の森を除いた森林

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、生活環境保全機能林、保健文化機能林

②資源循環の森

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、木材生産機能林

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、水源涵養機能林、山地災害防止機能林で、次の基準（目安）をすべて満たす森林

- ・ 標高 800m未満
- ・ 傾斜 35 度未満
- ・ 林道からの距離 500m未満
- ・ 普通林または禁伐・択伐の指定がない制限林

※但し、上記以外でも生育状況が良く、林道から近い森林などは「資源循環の森」とする。

(参考) 各区分の区域の考え方

区分	発揮を期待する機能に応じた森林 (公益的機能等森林)	森林の有する機能
環境保全の森	・ 木材生産機能林	・ 主として木材生産機能の維持発揮を図る森林
	・ 水源涵養機能林	・ 主として水源涵養機能の維持発揮を図る森林
	・ 山地災害防止機能林	・ 主として山地災害防止／土壤保全機能の維持発揮を図る森林
	・ 生活環境保全機能林	・ 主として快適環境形成機能の維持発揮を図る森林
	・ 保健文化機能林	・ 主として保健・レクリエーション機能の維持発揮を図る森林 ・ 主として文化機能の維持発揮を図る森林 ・ 主として生物多様性保全機能の維持発揮を図る森林
資源循環の森	—	・ 主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 (必要に応じ公益的機能の確保に留意する)

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：ha 蓄積：m3/ha

区 分	令和 3 年	計画期末 令和 14 年
総森林面積	79,922	79,922
育成単層林	30,380	30,275
育成複層林	348	873
天然生林	49,194	48,774
森林蓄積	213	241

(4) 災害に強い森づくりの基本方針

平成 16 年に発生した福井豪雨の教訓を生かし、県民生活の安全を確保する観点から「山間集落豪雨災害対策検討委員会」の提言を踏まえ、災害に強い森づくりのための森林施業を積極的に推進する。

具体的な森林整備の進め方として、

- ① 草地等未立木地における森林の造成促進
- ② 生育不良な林分における林相の改良
- ③ スギ等人工林における間伐等の実施を通じた根系発達の促進や下層植生の充実等を推進する。

また、土石流に伴い発生する流木を防止するため、

- ① 溪畔部における立木の根張りの発達促進のための間伐
- ② 河川、溪流部の間伐の処理方法
- ③ 豪雨時の洪水水位以下への植栽の回避等を考慮した森林の管理に努める。

2 その他必要な事項

○ 多面的な機能の持続的発揮のための森林整備の推進

林業・木材産業は、近年国産材供給量が回復傾向にあるものの、木材需要の約 6 割は依然として輸入材により占められており、また長期にわたる林業算出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲や世代交代等に伴う管理意欲の減退等により、間伐等の手入れ不足の森林が増加しており、このままでは森林の有する多面的な機能の持続的発揮が危惧される状況にある。

このため、森林整備の推進に当たっては、森林計画制度の適切な運用を通じ、森林施業の効率化等による林業採算性の向上、林業・木材産業関係者の連携強化のもとでの県産材の需要拡大、さらに「森林は県民共有の財産である」という認識のもと、森林整備支援に対する県民意識の醸成を図っていくことが必要である。

(1) 林業採算性の向上

森林施業の効率化を図るため、今後の森林施業に当たっては集落を単位として施業の集約化をさらに促進するとともに、施業の集約化に対応した林道等路網の整備、高性能林業機械の導入促進を通じ、林業採算性の向上を図るものとする。

このため、森林経営計画の樹立にあたっては基本的には集落を単位とした一定のまとまりをもった森林区域を対象とし、適切な制度の運用を通じ、保育・間伐等の森林整備を推進するものとする。

(2) 県産材の需要拡大

3 万 1 千 ha に及ぶ人工林が順次利用可能な段階を迎えてきているが、十分に利用されている状況にはない。このような中、流域を単位として林業、木材産業関係者の連携を強化しつつ、県産材を低コストで安定的に供給し得る体制整備に加え、公共施設や商業施設等の非住宅での利用拡大や都市圏や海外での販路拡大、さらには県産材の利用に係る普及啓発活動等を通じ需要拡大を図り、循環利用を基軸とした計画的な伐採および造林を促進するものとする。

(3) 森林整備支援に対する県民意識の醸成

森林は山地災害の防止や人間に欠かすことのできない水や酸素を供給するなど、豊かな県民生活を実現するうえで必要不可欠であることから、今後は、県民全体で森林を支えていくことが必要であり、「森林は県民共有の財産である」との認識の下で、森林整備の必要性について広報に努め、県民の一層の理解の醸成を図るとともに、平成 21 年度に本県で開催された全国植樹祭を契機とした「緑と花の県民運動」等の推進を通じて県民の参画を促進していくものとする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本としつつ、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、既往の施業体系、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を踏まえ立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

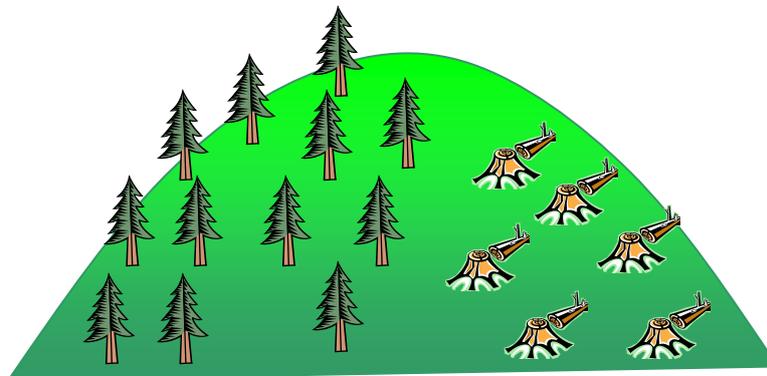
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

ア 立木竹伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐または択伐によるものとする。

【皆伐】

皆伐については、主伐のうち択伐以外とする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件および公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模および伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設けて適切な更新を図ることとする。

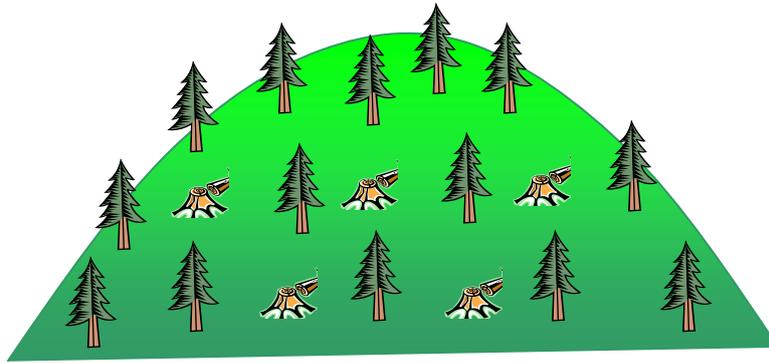


皆伐イメージ図

【択伐】

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的な機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、原則として伐採率を30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。



択伐イメージ図

イ 主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和元年5月28日付け県材第411号）を考慮しながら、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

なお、林地の保全、雪崩および落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持増進ならびに溪流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のための必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

また、スギ等の人工林については、今後の花粉の飛散を抑制していくため、伐採後は花粉の少ない苗木等による植え替えや広葉樹の導入を図るものとする。

(参考) ①育成単層林

気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等からみて、人工造林または萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林および森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、次の事項に留意の上、実施するものとする。

- (ア) 主伐に当たっては、自然条件および公益的機能の発揮に対する影響度を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適切な更新を図ることとする。
- (イ) 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増する等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮し、森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に応じた林齢で伐採するものとする。

②育成複層林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、次の事項に留意の上実施するものとする。

(ア) 松くい虫被害林（アカマツ・クロマツ林）

松くい虫による被害林については、被害木の伐倒駆除等を実施し、下層に人工造林や天然更新により下層木を育成し複層林へ誘導するものとする。

(イ) 天然生広葉樹林

ブナ、ミズナラ等を主体とした天然林において、過熟な林木を対象に伐採し、森林の

若返りを図り、活力ある森林へ誘導するものとする。

また、育成途上にある森林であっても、有用な樹木を主体に、生育条件の改善のために不用木を伐採し、複層林へ誘導するものとする。

(ウ) 短期二段林

水源涵養機能林などで、森林の諸機能の維持増進をより図らなければならないスギ、ヒノキ林を対象に、利用径級に達した立木を択抜し、下層に造林して短期二段林へ誘導するものとする。

なお、冠雪害等気象災害によって生じた被害木は伐採するとともに、生じた林孔へ造林し、モザイク的択伐林へと誘導するものとする。

(エ) 針広混交林

山地災害防止機能林などで、森林の諸機能の維持増進を継続的に図らなければならないスギ、ヒノキ林を対象に、段階的に立木を伐採し、下層に高木性広葉樹の植栽や天然更新で複層林へ誘導するものとする。

③ 天然生林

主として天然力の活用により、成立させ維持する森林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新および森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、次のことに留意の上実施するものとする。

この場合の1箇所当たりの伐採面積および伐採箇所は、育成単層林に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町の区域に生育する主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して、市町村森林整備計画で定めるものとする。また、成長等の特性に優れた特定苗木などが調達可能となった場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討していくものとする。

なお、市町村森林整備計画において定める標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務付けるものではない。また、病虫害等の被害地等での伐採や目的とする材の用途により、標準伐期齢に満たない林齢で主伐する場合には、当該森林の立地条件や公益的機能の発揮の必要度、伐採の目的などを勘案して適否を判断することとする。

標準伐期齢の目安

地 区	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	ブナ・ミズナラ	その他広葉樹
若狭森林計画区	40	45	40	65	25

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等地域の実情を勘案し、造林を行う際の樹種選択や方法等、造林に関する事項を定めるものとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材の持続的な生産を主目的とした資源循環の森において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種の選定に当たっては、適地適木を基本として、市町の区域内の森林の自然条件、造林種苗の需給動向および木材の利用状況を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、本県の気候に適し、成長に優れかつ花粉の少ない特定苗木や無花粉・少花粉スギなど、各種花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。

また、健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。

市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員または市町の林業担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の植栽本数

主要樹種における1ha当たりの植栽本数は、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数、生産目標および施業体系や社会的要請等を勘案して幅広く定めるものとする。

人工造林の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
スギ	中仕立て	2,500
ヒノキ	中仕立て	2,500

なお、植栽本数の決定に当たり、コンテナ苗の活用等により植栽・保育経費の低コスト化を図る場合等ここで示す植栽本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた適切な本数とするものとする。

② 人工造林の標準的な方法の指針

(ア) 地拵えの方法

地形に合わせて、全刈り筋置き地拵えまたは、雪害防止と地力維持を図るための地拵え(階段切等)を行うものとする。

(イ) 植付け方法

雪害防止と機械下刈りを目的とした長方形植えまたは三角植えとする。また、植付

けにあたり、根の乾燥を防ぐとともに、細根を四方に広げたいねい植えとする。

なお、植付け時期は、10月～11月の秋植えまたは、4月の春植えとし、早春のフェーン現象時は、植付けを避けるものとする。

(ウ) その他

木材の持続的な生産を主目的とした資源循環の森については特にコンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後5年を超えない期間を目安として定めるものとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の樹種の選定に当たっては、福井県天然更新完了基準（令和4年9月改訂）に例示されている高木性の在来樹種とする。なお、福井県天然更新完了基準で定めた群状伐採および带状伐採に該当する場合は、同完了基準で同様に例示されている小高木等についても更新対象樹種に含めることができる。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

萌芽更新については、萌芽の優劣が明らかとなる5年目頃に、根または地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数3本～5本を目安として、萌芽整理を行うことを定めるものとする。

笹や粗腐食の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起しを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には、植込みを行うことを定めるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものについては、原則として、伐採後5年を超えない期間を目安として定めるものとする。

エ 天然更新完了確認に関する指針

天然更新が完了した状態とは、5年生の天然更新対象樹種の期待成立本数10,000本/haとし、その立木度3以上の状態（天然更新すべき立木の本数3,000本/ha以上）を基準とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽または追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存しない森林や天然稚樹の生育が期待できない森林等、天然力による更新が期待されない森林については、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定するものとする。

また、未立木地が存在する場合や森林の早期回復に対する社会的要請の高い地域は、植栽による更新を積極的に進めるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐および保育に関する事項

既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、間伐および保育に関する事項を定めるものとする。
 ただし、最終的に目標とする森林の姿やコストの低減などを考慮した施業を行う場合に差し障りがある場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた時期や回数とするものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化および利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、「環境保全の森」を中心に列状間伐の導入に努めるものとする。

(スギ 2,500本/ha 植栽)

地位	間伐回数	林齢 (年)	樹高 (m)	間伐率 (%)	伐採後の成立本数
上	(自然枯死)				(2,300)
	初 回	15	8	10	2,100
	2回目	20	11	14	1,800
	3回目	25	14	17	1,500
	4回目	30	16	27	1,100
	5回目	35	18	27	800
	6回目	45	22	25	600
	(7回目)	60	26	17	500
中	(8回目)	80	31	20	400
	(自然枯死)				(2,000)
	(除伐)	12	5	20	1,650
	1回目	28	11	27	1,200
	2回目	43	16	36	770
下	(3回目)	60	21	30	540
	(4回目)	80	24	26	400
	(自然枯死)				(2,000)
	1回目	28	6	23	1,650
2回目	43	12	36	1,050	
(3回目)	60	13	30	750	
(4回目)	80	26	26	550	
間伐木の選定方法	間伐木の選定は、林分構造の適性化を図るよう形質不良木等を主として、上記の間伐率（本数率）を目標とし、伐採材積率35%以内で行うものとする。				

※ () 書きは、大径材を生産する場合の高齢級間伐を示す。

※地位の上中下はそれぞれ特Ⅰ等地、Ⅱ等地、Ⅳ等地を示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

【スギ】

作業種	林 齢	回 数	備 考
根 踏 み	2年生	1回	融雪直後に植栽木(根浮)の根もとに、土をかけてよく踏み固める。
下 刈 り	2年生から	7～ 8回	年1回を原則とするが、雑草繁茂の著しい所では、2回刈りを実施する。 2回刈りは1回目6月、2回目8月中を標準とする。 ※4回目以降の下刈りについては雑草木や植栽木の生育状況により必要性を検討した上で実施
雪 起 し	3年生から	8～ 10回	融雪後直ちに実施する。
つる切り	9年生から	2回	下刈り終了後、つる類の繁茂状況に応じ、除伐時に併せて行う等、適切に実施する。
除 伐	9年生から	2回	生育が阻害されている箇所および阻害されるおそれのある箇所を対象に実施する。
枝 打 ち	13、17、21 25、30年生	5回	13年生頃から実施し、伐採前10年までに完了する。

(注) この標準表は、主たる保育作業の一般的な目安を示したものであり実行にあたっては画一的に行うことなく植栽木の生育状況、現地の実態、立地条件等に即した効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討のうえ適切に実行する。

(3) その他必要な事項

除伐、間伐にあつては、山ぎわ地域を重点的に進め、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮および将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成するものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等については、森林の有する公益的機能の別に応じて「公益的機能別施業森林」と「木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分するものとする。

ただし、各機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないような施業方法とするともに、その区域が分かるよう明示する。

なお、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、公益的機能別施業森林等の区域および公益的機能別施業森林等における施業の方法を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

森林の保全に関する基本的な事項に示された森林の有する機能のうち、水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を設定する。

具体的には、「水源涵養機能林^{かん}」「山地災害防止機能林」「生活環境保全機能林」「保健文化機能林」とする。

ア 区域の設定の基準

① 水源涵養機能林（水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

ダム集水区域や主要河川上流に位置する森林および地域の用水源等の周辺に存する森林であり、水源涵養^{かん}機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

② 山地災害防止機能林（土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

土砂の流出・崩壊その他災害の防備のための森林で、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

③ 生活環境保全機能林（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等で、風、霧等の自然的要因の影響および騒音や粉じん等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林等の生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

④ 保健文化機能林（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

優れた自然景観等を形成する県民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林または地域の生態系や生物多様性の保存に不可欠な森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

なお、森林の構成および配置状況、地域住民の意向等から判断して、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として、その区域を定めるものとする。

イ 施業の方法に関する指針

① 水源涵養機能林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

良質な水の安定供給を確保する観点から、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小および分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、自然条件等に応じて育成複層林へ誘導する施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積および期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小および分散ならびに伐採年齢の延長を図るものとする。

② 山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林

（土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

次の a から c の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、（ウ）の択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとし、それ以外の森林については、（イ）の複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、（ア）の長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

なお、保健文化機能林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する場合は（エ）の特定広葉樹育成森林を推進すべき森林として定める。

a 傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所または山腹の凹曲部等地表流水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破碎帯または断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝縮力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林。

b 都市近郊林等に存在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等。

c 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、広葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育目的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能および文化機能の発揮が特に求められる森林等。

（ア） 長伐期施業を推進すべき森林

長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とし、原則として伐採の時期はおおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とすることを定めるものとする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を、防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとするが、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下に留意するものとする。

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

複層林の造成にあたっては、当該森林の林齢が標準伐期齢に達した森林について、伐採を実施して下層木の植栽、または天然更新により実施するものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を確保するため、伐採が終了した日を含む伐採年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。)の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、本計画において定める標準的な本数を基準とし、伐採に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。なお、天然更新を選択した場合は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了を確認する。また、更新が未了と判断される場合にあつては7年を経過する日までに追加的な天然更新補助作業または植栽を実施することとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。

また、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って林内相対照度が低下し、下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるよう留意するものとする。

(ウ) 択伐による複層林施業を推進すべき森林

(イ)の方法に加えて、択伐の程度については景観の維持や保健・文化・教育的利用、生活環境保全機能の特質を阻害しない範囲とするが、適切な伐区の形状・配置、保護樹林帯の設置により当該機能の確保ができる場合は帯状伐採等の小面積皆伐によるものとする。

ただし、伐採率についてはいずれも30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあつては40%以下)とする。

(エ) 特定広葉樹育成施業を推進すべき森林

特定広葉樹は、現存樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の立木の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、または、その状態を維持するため、伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適切な生育を確保することが困難な森林の伐採跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適切な更新を図るため必要に応じ刈り出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。

特定広葉樹の適切な生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特にタケの侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的なタケの除去を行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材生産機能林

木材の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林を区域として設定するものとする。

なお、この区域のうち、林地生産力や傾斜、標高等の自然条件ならびに林道からの距離等の社会的条件において施業が有利な区域については、「特に効率的な施業が可能な森林」として設定するものとする。

イ 施業の方法に関する指針

木材生産機能林

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期および方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育および間伐等を推進することを基本とし、特に山ぎわを中心とした森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は原則、植栽による更新を行う。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設および改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備および保全、木材の生産および流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

なお、林道等の整備に当たっては、山ぎわなどの将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進していくこととする。

○基幹路網の現状

単位 延長：k m

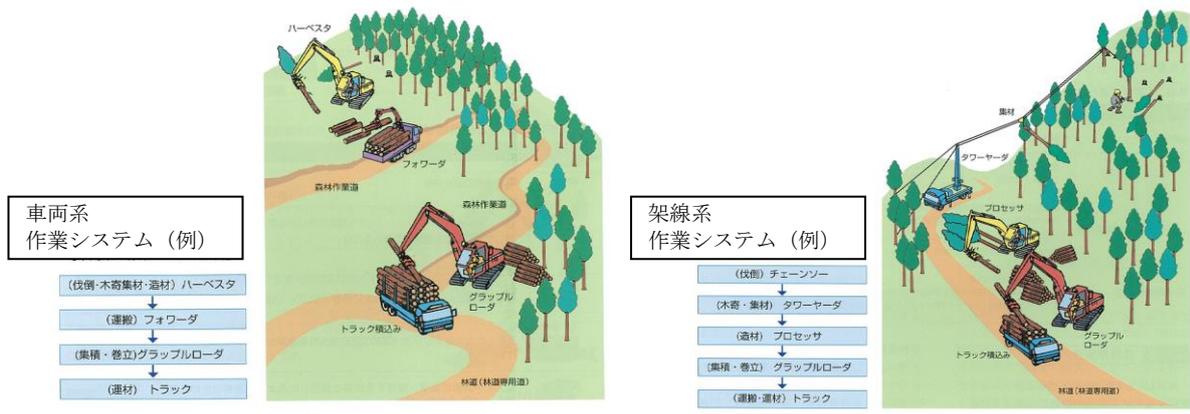
区 分	路線数	延長
基幹路網	382	481
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

次表を目安として林道（林業専用道含む）および森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網 (林道・林業専用道)
緩傾斜地 ($0^{\circ} \sim 15^{\circ}$)	車両系 作業システム	110 m以上	30～40 m
中傾斜地 ($15^{\circ} \sim 30^{\circ}$)	車両系 作業システム	85 m以上	23～34 m
	架線系 作業システム	25 m以上	
急傾斜地 ($30^{\circ} \sim 35^{\circ}$)	車両系 作業システム	60 (50) m以上	16～26 m
	架線系 作業システム	20 (15) m以上	
急峻地 ($35^{\circ} \sim$)	架線系 作業システム	5 m以上	5～15 m

注：「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。



(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
 間伐等の森林施業を実施することが望ましいものの既設路線がなく基幹路網の開設が必要な区域を、路網整備等推進区域とし、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

「林道規程」「福井県林業専用道作設指針」「福井県森林作業道作設指針」に則り開設する。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和元年5月28日付け県材第411号）を踏まえ、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせて実施する。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在およびその搬出方法
 該当なし

(6) その他必要な事項

ア 路線の選定および施工

路線の選定に当たっては、風致の維持および文化財の保護等に十分考慮した選定を行うものとする。

また、溪流沿いの林道においては、溪流の洪水水位高を考慮した線形を選定するとともに、溪流等の横断箇所における土砂や流木等の流出による暗渠等の閉塞を回避するための土砂止工等を積極的に採用し、災害に強い路網整備を進めることとする。

イ 自然環境への配慮

路網の施工に当たっては、現地地形に即した線形を採用し切土盛土法面の縮小に努めるとともに、緑化が必要な場合は在来種を適用すること。

また、間伐材等の利用促進を図るため、丸太伏工等の木製構造物を積極的に取り入れるなど環境に配慮した工法を採用していく。

ウ 林道の維持管理

路網の維持・管理にあたっては、管理主体が定期的にパトロールを行うなど適正な管理に努めるものとする。なお、基幹となる林道など通行量が多い路線については特に留意すること。

エ 林道の利用拡大

福井県で開催された全国植樹祭の開催を契機とした県民運動である「自然を知り伝える運動」を推進するため、林道を活用して森林とのふれあいの場を県民に提供するなど、林道の役割や森林・林業に対する理解の増進に努めるものとする。

オ 森林作業道の整備

林道と施業対象地を機能的に連結し、保育・間伐等集約的な施業を確保するため、森林作業道の整備を促進するものとする。特に所有規模の小さい森林が多く、それらの森林について集落単位など一体的な施業の実施が期待される地域にあっては、森林作業道を開設し利用管理を行うなど、効率的な路網の整備に努めるものとする。

6 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

計画区内の森林所有者、森林組合、市町等の関係者の合意形成を図りつつ、森林施業の集約化、林業従事者の確保・育成、林業機械化の促進および県産材の流通・加工体制の整備などを以下により総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

ア 森林組合等による森林施業受委託の促進

不在村森林所有者の増加および森林所有者の高齢化が進んでいる地域等にあっては、森林組合等による施業の受委託を促進し、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保に努めるものとする。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

計画的・効率的に森林の整備や木材の生産を行うため、集落を単位として組織化を図るものとする。

特にコミュニティ林業で木材生産を進める組織「地域木材生産組合」については、県、市町の指導や森林組合等の協力を得て設立を進めるものとする。

ウ 森林施業共同化の指導體制の強化

森林施業共同化の促進に資するため、県（林業普及指導員）、市町、森林組合等が連携し森林所有者に対する指導活動を強化するものとする。

エ 境界の整備など森林管理の適正化

間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、航空レーザ測量による情報の提供および開示等、ICT 技術を活用した森林境界明確化を推進するなど森林管理の適正化を図るものとする。

オ 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等

森林の経営管理を森林所有者自らが、実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

ア 競争力のある林業事業体を育成

林業経営コンサルティングの活用により経営改善を推進するとともに、保有機械の

改良や設備強化等により作業効率化や生産拡大を促進する。

イ 若者や女性が活躍できる就労環境を整備

労働安全講習会の開催により、従事者が安心して働ける環境を整備するとともに、労務の流動化により通年雇用を確保する。

ウ ふくい林業カレッジ等による人材の確保

林業カレッジにおいて安全教育に対する強化や ICT 技術など研修内容の充実と短期コースの新設により、即戦力となる人材を確保・育成する。

また、林業 PR・就業ガイド作成など林業および林業事業者の情報発信により人材を確保する。

エ 技術力のある人材を育成

施業集約化の核となる森林施業プランナーおよび低コスト生産を行う林業従事者を育成するとともに、主伐の施業手法や ICT 技術など生産拡大や効率化につながる技術向上研修を開催する。

また、林業事業者同士での技術交流を推進する。

オ 地域に根差した経営意欲の高い自伐林家を育成

自伐林家（自伐型林業含む）が行う森林整備に必要な技術・知識の習得や労働安全に関する研修会を開催するとともに、木材利用や特用林産物の生産など森林資源を有効活用する取り組みを推進する。

カ 雇用関係の明確化および雇用の安定化

雇用関係の明確化を図るため、事業主は、雇入れ時に林業事業者の名称、雇用期間等を記した雇入通知書を交付するよう普及啓発を行う。

また、雇用の安定化を図るため、経営の多角化や複数の林業事業者との共同化、事業量の安定的確保を進めるとともに、地域条件や自然環境を生かして冬期間の就労を確保し、林業労働者の通年雇用、月給制の導入や社会保険の加入等を促進する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

高性能林業機械の導入促進

林業生産性の向上、労働強度の軽減および稼働率の向上を図るため、地域に適した高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進するものとする。

このため、林業事業者への機械作業の普及啓発、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等機械作業システム化を推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとする。

また、民間企業等と連携し、作業システムの構築などを進めるものとする。

区 分	機械作業システム	主 要 機 械
大規模專業型 緩傾斜地～ 急傾斜地	高性能大型車両系	ハーベスタ プロセッサ タイプ フォワーダ
大規模專業型 中傾斜地～ 急峻地	高性能大型架線系	タワーヤーダ スイングヤーダ タイプ プロセッサ

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

充実した森林資源を有効に活用し、適切な森林管理につなげるため、福井県木材トレーサビリティ認証制度を活用するなど、合法伐採木材の流通促進を図るとともに、大規模工場の誘致や小規模製材工場の連携による木材加工流通体制の強化を通じて県産材の利用拡大を推進するものとする。

特に県内に B 材需要がないため、C 材として供給する比率が高い状況にあり、原木の質に応じたバランスの良い需要構造とすることが必要となっていることから、県産材の供給拡大の受け皿として、県内に B 材の大規模加工工場の誘致を進めるものとする。

また、林地残材等の有効利用や木質バイオマスの地域内利用を図るため、木質バイオマスボイラー等の導入による熱利用を推進するものとする。

さらに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通および利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

(6) その他必要な事項

林業や木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。

また、自伐林家や地域住民、NPO 等の多様な主体による森林資源の利活用等を推進するものとする。

7 その他森林の整備に関する事項

(1) 針広混交林化に関する事項

ア 針広混交林化に関する基本的事項

ダム上流など奥山の水源地域等の環境林において、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なスギ等針葉樹については、天然力を活用した広葉樹の導入等により針広混交林に誘導するものとする。

イ 針広混交林化の方法

針広混交林化にあたっては、針葉樹一斉林を列状、帯状、群状（モザイク状）に伐採し、天然更新を主体とし広葉樹の導入育成を図るものとする。

なお、急傾斜で伐採によりなだれが発生する恐れがある箇所については、帯状（横列）、群状（モザイク状）伐採を基本とする。

また、広葉樹の導入にあたっては更新が確実に図られるよう次の事項に留意する。

① 事前予測

伐採前に広葉樹の稚樹が侵入しているか、埋土種子があるか、周辺に広葉樹の母樹が存在するかを確認し更新が可能か判断すること。

② 更新補助作業

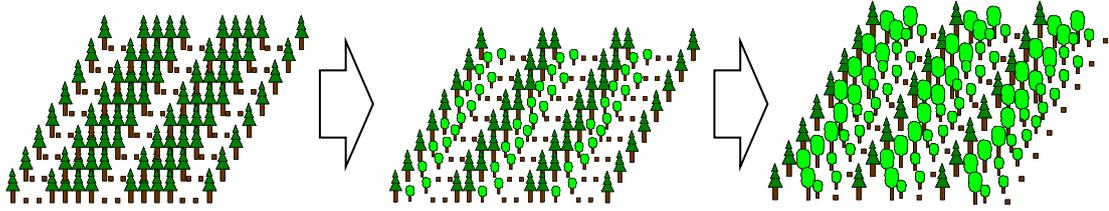
必要に応じ造林技術基準で定める地表搔き起こし等を行うこと。

③ 更新完了基準

伐採後 5 年以内に福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽または追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図ること。

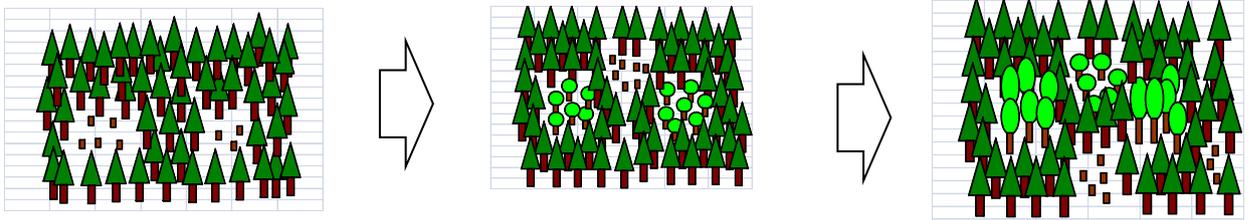
(参考)

①列状伐採

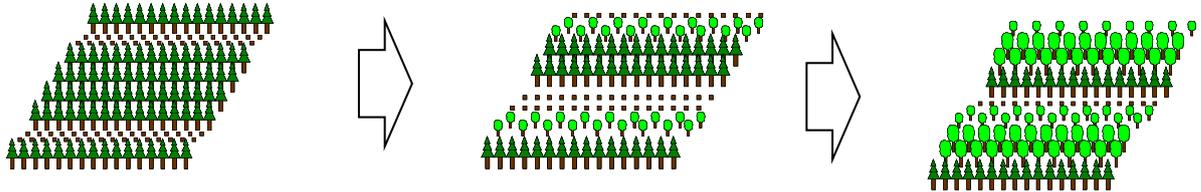


②群状（モザイク状）伐採、带状伐採

(群状)



(带状)：横列、縦列



第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

所 在		面 積 (ha)	留 意 す べ き 事 項	備 考
市町	地 区 (林班)			
総数		26,332.17		
敦賀市	1~4, 6, 8~13, 19~21, 23, 24, 28, 31, 50, 52, 53, 65~70, 73~78, 80, 81, 83, 84, 86~89, 91, 98, 99, 101, 102, 118~120, 129~131, 133~139, 143~146, 148, 157~161, 164, 168, 173, 174, 176~179, 181~185, 187, 189, 192, 195~198, 202~205, 207~211, 213, 214, 218, 219, 221, 222, 224, 231~235, 241, 242, 245, 249, 250, 253, 257, 258, 261~264	3,878.56	<p>1 立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐をさけること。</p> <p>2 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあってもその目的態様に応じた必要最小限の規模にとどめ土砂の流出崩壊防止等の施設を設けるなど十分土地の保全に留意すること。</p>	<p>対象森林 次の保安林及び普通林で、山地災害防止機能等を高度に発揮させる必要のある森林。</p> <p>(1) 水源かん養 (2) 土砂流出防備 (3) 土砂崩壊防備 (4) 干害防備 (5) なだれ防止 (6) 魚つき</p>
小浜市	1~3, 6, 7, 10~12, 14~16, 18, 20, 21, 22, 25~28, 31, 36, 37, 47, 49, 50, 52, 56, 58, 65, 67, 68, 74~76, 81~83, 86~88, 92, 93, 101~113, 115, 119, 120, 122~125, 130~136, 139~141, 144, 145, 146, 148, 151, 154~156, 159, 162, 163, 166, 169, 172, 173, 180~182, 185, 190, 193, 196~198, 205, 210~212, 214, 216~219, 221, 222~224, 227~229, 231, 234~236, 239, 240, 242~249, 251, 254, 255, 258, 275~277, 281, 283, 284, 291	4,618.24		
若狭町	1, 2, 4, 7~9, 11, 13, 14, 16, 18~23, 25~27, 30, 33, 35, 36, 38~57, 59~68, 70~73, 77~79, 86, 87, 89, 92, 93, 95~97, 100~104, 107, 108, 113~117, 122, 123, 130~132, 135, 136, 139, 142~144, 146~148, 150, 153, 156~165, 168, 172~174, 176~178, 180~182, 184, 185, 187, 191, 193, 194, 196	3,384.75		
美浜町	18~20, 22, 26, 27, 31~34, 42, 44, 45, 47~52, 53, 56, 60, 65, 66, 68, 70, 72~179, 184, 188, 189, 192, 195, 196, 202~206	7,029.86		
おおい町	1, 4, 7~10, 12~17, 20~30, 34~41, 48~51, 54, 56, 60, 61, 65~74, 76~79, 85, 86, 88, 89, 91, 94, 96~104, 107, 108, 110~122, 125, 127~136, 138~140, 143, 144, 147~149, 153~160, 168~175, 178, 180~184, 186~193, 197~202, 205, 208, 211, 213, 215, 222, 223, 227, 229, 230, 232~239, 241~243, 252~259, 267	6,831.41		
高浜町	5, 14, 22, 29, 31~33, 44, 46~49, 51~58, 61~66, 68, 71, 74, 75, 79, 80, 83, 85, 86, 96~100	589.35		

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法
該当なし

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土等土地の形質の変更にあたっては、森林の保全に十分留意するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留工、排水施設等土砂の崩壊、流出防止の施設を設けるなど、適切な保全措置を講ずるものとする。

なお、太陽光発電施設の設置にあたり、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取り組みの実施などに配慮するものとする。

加えて、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域内で盛土等を行う場合においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守させるなど、制度を適正に運用し災害の未然防止に努めるものとする。

- (4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の整備を計画的に推進するとともに、必要に応じて既に指定されている保安林の指定施業要件を確保する。

- (2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

- (3) 治山事業の実施に関する方針

森林整備保全事業計画にも掲げられている、山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させるため、山地災害危険地区の着手率を高めることを目的に、人家、公共施設、幹線道路（国道、県道）を保全対象に抱える地区を優先し治山事業を進める。その際、流域治水の取り組みと連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策を講じるよう努めるものとする。

- (4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林がその指定の目的に即して機能することを確保するため、造林、保育、伐採、その他の施業を早急に実施する必要があると認められる要整備森林について、適切な森林施業を実施すること。

なお、要整備森林の所在等は第6の6に記載している。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等および標識の設置等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータや福井県ニホンジカ保護管理計画モニタリング業務によるデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、テープ巻き等の植栽木の保護措置または捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めること。

(2) その他必要な事項

森林経営計画の区域内の森林において人工植栽を計画する場合は、鳥獣害の被害防止対策が必須となっており、被害防止の方法の実施状況を市町において確認すること。確認方法は、実施事業体や森林組合、市町の鳥獣害対策協議会等への聞き取り調査や必要に応じて現地調査を実施するものとする。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害被害の防止については、被害の実態を的確に把握し適切な措置を講ずることとする。松くい虫被害やナラ集団枯損被害については、守るべき森林のエリアを限定して樹幹注入などの予防・駆除対策の集中的な実施を推進し、松くい虫被害地については、福井県で開発した抵抗性アカマツを活用し、松くい虫被害地の復旧やマツタケ林の再生などを進めることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アに定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域以外の対象鳥獣による森林被害については、被害対策、個体数管理、生息地対策を総合的に推進する。

具体的には、人工林における剥皮被害等の予防対策や間伐などの森林管理と、防除柵設置を兼ねた管理道の設置、奥山における針広混交林化を進め

ることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

近年、森林レクリエーションや山菜採取等で森林への入り込み者が増加しており、これに伴って山火事の危険性が增大している。そこで山火事防止意識の普及啓蒙のため、標識類の設置やマスコミを通じた広報活動等を積極的に推進することとする。

なお、森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこと。

(4) その他必要な事項

森林内における不法投棄や無届伐採等の早期発見、春先の林野火災多発期における山火事予防のための巡視を重点的に行う。梅雨、台風、豪雨による森林被害や林道等の公共施設への被害を早期に発見し、適切な措置を講ずる。

また、森林の整備については、福井県環境基本計画（平成25年11月策定）における里地里山の保全再生や生物多様性を重視した自然環境の保全再生、また福井県第二種特定鳥獣管理計画ーニホンジカ（令和4年3月策定）、ーイノシシ（令和4年3月策定）、ーニホンザル（令和4年3月策定）や福井県第一種特定鳥獣保護計画ーツキノワグマ（令和4年3月策定）における生息環境ごとの管理、被害防除対策との整合性を図りながら取り組むこととする。

5 その他森林の保全に関する事項

(1) 森林の土地売買の監視に関する事項

ア 森林売買の監視に係る基本的事項

森林を売買する場合、農地のような売買規制がなく自由な売買が可能となっている。

一方、森林については無秩序な開発等を防止するため、森林法のもとで、伐採規制や開発規制等が施されているが、森林を適切に管理する意志のない者が森林を所有した場合、無断伐採や産業廃棄物不法投棄の受け入れ先、地下水等の過剰取水など様々な問題が生じる恐れがある。

このため、特に、ダム上流や生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林については、山林売買を事前に把握して、不適正な利用を抑止するなど監視の強化を図るものとする。

イ 監視の強化を図るべき区域

○ダム上流の森林

- ・大津呂ダム（おおい町）
- ・河内川ダム（若狭町）

○生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林

○水源かん養保安林

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業および公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

特に多様な広葉樹が現存し、多くの地域住民がレクリエーションの場として活用しており、今後、四阿等の施設整備が予定され、入込み数の増大が見込まれる区域の森林については、積極的に保健機能森林として整備するものとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、^{かん} 県土の保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全および森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあっては、その樹高）を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林および施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備ならびに利用者の安全および交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全、県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	
総 数	704	645	59	220	161	59	484	
前半5年の計画量	401	367	34	125	91	34	276	
市町別内訳	敦賀市	86	80	6	24	18	6	62
	美浜町	60	55	5	18	13	5	42
	若狭町	115	105	10	37	27	10	78
	小浜市	163	147	15	56	41	15	106
	おおい町	231	212	18	67	49	18	163
	高浜町	50	46	5	18	13	5	33

2 間伐面積

単位：ha

区 分	間伐面積	
総 数	11,600	
前半5年の数量	6,600	
市町別内訳	敦 賀 市	1,500
	美 浜 町	1,000
	若 狭 町	1,900
	小 浜 市	2,500
	お お い 町	3,900
	高 浜 町	800

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新	
総 数	292	650	
前半5年の数量	124	258	
市町別内訳	敦 賀 市	34	260
	美 浜 町	25	51
	若 狭 町	53	171
	小 浜 市	69	64
	お お い 町	88	71
	高 浜 町	23	33

4 林道の開設および拡張に関する計画

単位 延長：m 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設			美浜町	横 谷 線	2,034	1,448		①	
美浜町計				1路線	2,034		0箇所		
開設			小浜市	若 狭 遠 敷 線	5,600	1,013	○	①	
開設			小浜市	真 谷 線	300	425	○	①	
小浜市計				2路線	5,900		2箇所		
開設			おおい町	若 狭 遠 敷 線	532	561	○	①	
おおい町計				1路線	532		1箇所		
嶺南振興局計				4路線	8,466		3箇所		
若狭地域				4路線	8,466		3箇所		

単位 延長：m 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張		(改良)	敦賀市	大 谷 線	(1)	183	○	①	
拡張		(改良)	敦賀市	井 の 口 線	(1)	164		①	
拡張		(舗装)	敦賀市	大 瀬 川 線	100	75	○	①	
敦賀市計		(改良)		2路線	(2)		1箇所		
		(舗装)		1路線	100		1箇所		
拡張		(改良)	美浜町	栗柄～河内谷線	(10)	2,328	○	①	
拡張		(改良)	美浜町	門 前 線	(1)	243		①	
拡張		(改良)	美浜町	横 谷 線	(1)	1,448		①	
拡張		(改良)	美浜町	折 戸 線	(1)	821		①	
拡張		(舗装)	美浜町	能 登 又 線	1,200	757		①	
拡張		(舗装)	美浜町	黒 谷 線	1,500	329		①	
拡張		(舗装)	美浜町	折 戸 線	460	986		①	
美浜町計		(改良)		4路線	(13)		1箇所		
		(舗装)		3路線	3,160		0箇所		
拡張		(改良)	若狭町	倉 見 線	(1)	190	○	①	
拡張		(改良)	若狭町	能 登 野 線	(1)	93		①	
拡張		(改良)	若狭町	三 方 線	(1)	175		①	
拡張		(改良)	若狭町	若 狭 幹 線	(1)	698		①	
拡張		(改良)	若狭町	海 士 坂 線	(1)	33		①	
拡張		(改良)	若狭町	本 谷 線	(1)	203		①	
拡張		(改良)	若狭町	寺 山 線	(1)	45		①	
拡張		(改良)	若狭町	明 神 谷 線	(1)	606		①	

拡張		(改良)	若狭町	井ノ口線	(1)	93		①	
拡張		(改良)	若狭町	相田新庄線	(1)	623	○	①	
拡張		(改良)	若狭町	池ノ尻線	(1)	167	○	①	
拡張		(舗装)	若狭町	若狭幹線	5,700	698	○	①	
拡張		(舗装)	若狭町	相田新庄線	1,400	623		①	
拡張		(舗装)	若狭町	海士坂線	900	33		①	
拡張		(舗装)	若狭町	本谷線	1,050	203		①	
拡張		(舗装)	若狭町	寺山線	2,500	45		①	
拡張		(舗装)	若狭町	井ノ口線	1,800	93		①	
若狭町計		(改良)		11路線	(11)		3箇所		
		(舗装)		6路線	13,350		1箇所		
拡張		(改良)	小浜市	上根来線	(1)	428		①	
小浜市計		(改良)		1路線	(1)		0箇所		
		(舗装)		0路線	0		0箇所		
拡張		(改良)	おおい町	双まぜ線	(1)	222		①	
拡張		(改良)	おおい町	南線	(1)	79		①	
拡張		(改良)	おおい町	古レ谷線	(1)	66		①	
拡張		(改良)	おおい町	仁吾谷線	(1)	694	○	①	
拡張		(改良)	おおい町	開墾谷線	(1)	55	○	①	
拡張		(改良)	おおい町	三森越線	(1)	159	○	①	
拡張		(改良)	おおい町	片又線	(1)	524	○	①	
拡張		(改良)	おおい町	道木谷線	(1)	385	○	①	
拡張		(改良)	おおい町	鍋窪線	(1)	646	○	①	
拡張		(改良)	おおい町	切明線	(1)	71	○	①	
拡張		(改良)	おおい町	拳原本線	(1)	479	○	①	
拡張		(改良)	おおい町	田井谷線	(1)	330	○	①	
拡張		(改良)	おおい町	岸谷線	(1)	129	○	①	
拡張		(改良)	おおい町	鉦生谷線	(1)	45	○	①	
拡張		(改良)	おおい町	鍛冶谷線	(1)	35	○	①	
拡張		(舗装)	おおい町	山田奥線	930	75	○	①	
拡張		(舗装)	おおい町	山田一号線	500	16	○	①	
拡張		(舗装)	おおい町	双まぜ線	2,650	222		①	
拡張		(舗装)	おおい町	谷生大滝線	6,520	305	○	①	
拡張		(舗装)	おおい町	榎谷線	1,540	507	○	①	
拡張		(舗装)	おおい町	風呂の谷線	520	33		①	
拡張		(舗装)	おおい町	新鞍谷線	1,750	231	○	①	
おおい町計		(改良)		15路線	(15)		12箇所		
		(舗装)		7路線	14,410		5箇所		
嶺南振興局計		(改良)		33路線	(42)		17箇所		
		(舗装)		17路線	31,020		6箇所		
若狭地域		(改良)		33路線	(42)		17箇所		
		(舗装)		17路線	31,020		7箇所		

5 保安林の整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等ならびに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積については、次のとおり定める。

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：h a

保安林の種類	面積		備考
		前半5年の 計画面積	
総数（実面積）	28,602	28,180	保安林率 35.8%
水源涵養 ^{かん} のための保安林	25,091	24,716	1号
災害防備のための保安林	1,753	1,716	2～7号
保健、風致の保存等のための保安林	3,425	3,415	8～11号

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等

単位 面積：h a

種別		面積	前半5年の 計画面積
指 定	水源涵養 ^{かん} のための保安林	750	350
	災害防備のための保安林	250	125
	保健、風致の保存等のための保安林	20	10
解 除	水源涵養 ^{かん} のための保安林	4	4
	災害防備のための保安林	-	-
	保健、風致の保存等のための保安林	-	-

単位 面積：ha

指定/ 解除	種類	市町	面積	うち前半 5年の 計画量	指定または 解除を必要 とする理由	備考
指定	水源涵養 ^{かん} のための 保安林	敦賀市	104	52	水源涵養 ^{かん} のため	
		美浜町	204	102		
		若狭町	96	48		
		小浜市	130	65		
		おおい町	203	101		
		高浜町	13	7		
		小計	750	375		
	災害防備 のための 保安林	敦賀市	55	28	土砂流出・ 土砂崩壊 防備のため	
		美浜町	56	28		
		若狭町	27	13		
		小浜市	40	20		
		おおい町	64	32		
		高浜町	8	4		
		小計	250	125		
	保健、風 致のため の保安林	敦賀市	3	2	保健休養に 資するため	
		美浜町	4	2		
		若狭町	5	2		
		小浜市	2	1		
		おおい町	4	2		
		高浜町	2	1		
		小計	20	10		
解除	水源涵養 ^{かん} のための 保安林	敦賀市	1	1	公益上 の理由	
		美浜町	1	1		
		おおい町	1	1		
		高浜町	1	1		
		小計	4	4		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：h a

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の変 更面積
総数（実面積）	—	—	5,800	5,800	2,900
水源涵養のための保安林	—	—	4,800	4,800	2,400
災害防備のための保安林	—	—	400	400	200
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	600	600	300

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在	治山事業施行地区数		主な工種	備考
		うち前半 5年分		
市 町				
敦賀市	10	5	溪間工、森林整備、山腹工	
美浜町	5	2	溪間工、森林整備、山腹工	
若狭町	10	5	溪間工、森林整備、山腹工	
小浜市	10	5	溪間工、森林整備、山腹工	
高浜町	10	5	溪間工、森林整備、山腹工	
おおい町	5	2	溪間工、森林整備、山腹工	
合 計	50	24		

6 要整備森林の所在および面積ならびに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期

単位 面積：h a

特定保安林	市町村	要整備森林			実施すべき施業の方法及び時期												その他事項 必要	備考									
		番号	所在		面積	造林				保育				伐採					その他								
			位置	林班 小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法			時期	種類	面積	方法	時期				
H17 2 (水源かん養)	おおい町	1	名田庄榎谷 (小松谷)	17 (58)	1.30					除間伐	1.30	植栽木の成長を阻害する 進入木及び形質不良な 立木を除去し、健全な成 長を促進する。	平成 40年 3月31日 まで														
		2	名田庄榎谷 (小松谷)	17 (32, 33, 38)	3.70						3.70																
	計				5.00						5.00																
H17 3 (水源かん養)	高浜町	1	高野 (榎ノ段)	71 (78)	0.65					除間伐	0.65	植栽木の成長を阻害する 進入木及び形質不良な 立木を除去し、健全な成 長を促進する。	平成 40年 3月31日 まで														
		計				0.65						0.65															
H17 5 (土砂流出防備)	おおい町	1	名田庄下 (向山)	175 (39, 40)	0.34					除間伐	0.34	植栽木の成長を阻害する 進入木及び形質不良な 立木を除去し、健全な成 長を促進する。	平成 40年 3月31日 まで														
		計				0.34						0.34															
計					5.99						5.99																

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

種 類	森 林 の 所 在		面積 (ha)	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域 林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
1 (水源かん養保安林) (11)	敦賀市	1~4, 6, 8~10, 12, 13, 19~21, 31, 50, 52, 65~68, 70, 73, 76~78, 80, 81, 84, 86, 87, 89, 91, 98, 99, 101, 102, 130, 131, 133~139, 143~146, 157~161, 164, 168, 173, 174, 177, 181~185, 187, 189, 192, 195, 196, 198, 202, 203, 205, 207~211, 213, 218, 219, 221, 222, 224, 231, 232	3,345.87	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊しまたは流出するおそれがあると認められるものおよびその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。		
	小浜市	6, 10, 11, 14~16, 56, 65, 67, 68, 82, 83, 86~88, 93, 102~115, 122, 123, 130~136, 139~141, 144, 154, 155, 159, 163, 172, 173, 180~182, 193, 196~198, 205, 212, 214, 216~219, 221~224, 227~229, 236, 239, 240, 244~249, 258, 275~277, 283, 284	4,166.94			
	若狭町	1, 2, 4, 7~9, 11, 13, 14, 16, 18~23, 25~27, 33, 35, 36, 38~42, 44~57, 59, 62, 66, 95, 100, 101, 104, 113, 115, 130~132, 142~144, 146, 156~162, 164, 165, 173, 174, 176~178, 180, 181, 184, 185, 187, 193, 194, 196	3,083.48			
	美浜町	17, 18, 31~33, 42, 44, 45, 47~53, 56, 75~177, 179	6,559.72			
	おおい町	1, 2, 7~10, 12, 13, 15~17, 20~29, 34~41, 48~50, 60, 61, 65~74, 76~79, 85, 86, 97, 98, 100~103, 107, 108, 110~122, 127, 128, 130~136, 138~140, 143, 144, 147~149, 153, 154, 156~159, 168~170, 173~175, 178, 180~184, 186, 187, 189~191, 193, 197~202, 205, 208, 211, 213, 232~235, 238, 239, 241~243, 254~258	6,519.11			
	高浜町	5, 31, 46~48, 52~54, 57, 58, 62~66, 71	429.01			
	計		24,104.13			
2 (水源かん養保安林と土砂流出防備保安林)の重複するもの (11, 12)	敦賀市	50	0.12	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 2 地盤が比較的安定している森林にあつては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては択伐。 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止にする。		
	小浜市	123, 224	40.40			
	若狭町	22, 25~27, 39~41	47.06			
	美浜町	32, 170	90.47			
	おおい町	128	14.31			
	計		192.36			

種 類	森 林 の 所 在		面積 (ha)	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
3 (水源かん養保安林と土砂流出防備保安林と土砂崩壊防備保安林)の重複するもの (11, 12, 13)	美浜町	32	0.03	1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 2 その他の森林にあつては択伐。 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあつては原則として伐採を禁止する。		
	計		0.03			
4 (水源かん養保安林と土砂流出防備保安林と保健保安林)の重複するもの (11, 12, 26)	若狭町	39~41	8.03	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 2 地盤が比較的安定している森林にあつては伐採種を定めぬ。 3 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 4 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち主要な利用施設、または眺望点からの視界外にあるものにあつては伐採種を定めぬ。 5 その他の森林にあつては択伐。 6 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 7 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 8 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあつては原則として伐採を禁止する。		
	計		8.03			
5 (水源かん養保安林と土砂流出防備保安林と保健保安林)と砂防指定地の重複するもの (11, 12, 26, 31)	若狭町	40	0.02	種類4と同じ	砂防指定地と重複するものにあつては左記によるほか関係法令による。	
	計		0.02			
6 (水源かん養保安林と土砂流出防備保安林)と砂防指定地の重複するもの (11, 12, 31)	若狭町	26.40	0.33	種類2と同じ。		
	計		0.33			
7 (水源かん養保安林と土砂崩壊防備保安林)の重複するもの (11, 13)	美浜町	31.32	6.21	種類3と同じ。		
	おおい町	29	7.21			
	計		13.42			
8 (水源かん養保安林と土砂崩壊防備保安林)と砂防指定地の重複するもの (11, 13, 31)	美浜町	31	0.75	種類3と同じ。	砂防指定地と重複するものにあつては左記によるほか関係法令による。	
	計		0.75			
9 (水源かん養保安林と干害防備保安林と保健保安林)の重複するもの (11, 18, 26)	おおい町	256~258	193.84	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊または流出するおそれがあると認められるものおよびその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐。 2 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 3 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち主要な利用施設、または眺望点からの視界外にあるものにあつては伐採種を定めぬ。		
	計					

種 類	森 林 の 所 在			面積 (ha)	施 業 方 法		備 考	
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他		
		林 班						
						4 その他の森林にあつては択伐。 5 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 6 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 7 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあつては原則として伐採を禁止する。		
	計			193.84				
10 (水源かん養保安林と干害防備保安林と保健保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (11, 18, 26, 53)	おおい町	256		26.89	種類9と同じ。	国定公園第Ⅱ種特別地域、国定公園第Ⅲ種特別地域と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。		
	計			26.89				
11 (水源かん養保安林と干害防備保安林と保健保安林)と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (11, 18, 26, 54)	おおい町	256~258		142.75	種類9と同じ。			
	計			142.75				
12 (水源かん養保安林と保健保安林)の重複するもの (11, 26)	敦賀市	8, 219, 221, 222		113.39	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち主要な利用施設、または眺望点からの視界外にあるものにあつては伐採種を定めぬ。 3 その他の森林にあつては択伐。 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。			
	小浜市	14~16, 83, 163, 182		65.95				
	若狭町	36, 38~42, 45, 158, 160~162, 164		455.58				
	美浜町	42, 44, 45, 51		129.51				
	おおい町	16, 17, 20~22, 254~258		394.17				
	計			1, 158.60				
13 (水源かん養保安林と保健保安林)と砂防指定地の重複するもの (11, 26, 31)	敦賀市	221		0.07	種類12と同じ。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険地区、国定公園第Ⅱ種特別地域、国定公園第Ⅲ種特別地域、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物、特別母樹林と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。		
	小浜市	182		0.19				
	若狭町	36, 40~42		11.49				
	美浜町	44, 45, 51		0.70				
	おおい町	17		0.87				
	計			13.32				
14 (水源かん養保安林と保健保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (11, 26, 53)	小浜市	14~16, 163		33.16	種類12と同じ。			
	おおい町	256		26.89				
	計			60.05				
15 (水源かん養保安林と保健保安林)と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (11, 26, 54)	小浜市	14~16		12.43	種類12と同じ。			
	おおい町	256~258		142.75				
	計			155.18				

種 類	森 林 の 所 在		面積 (ha)	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
16(水源かん養保安林と保健保安林)と県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (11, 26, 71)	若狭町	162	1.06	種類12と同じ。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険地区、国定公園第Ⅱ種特別地域、国定公園第Ⅲ種特別地域、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物跡名勝天然記念物、特別母樹林と重複するもの にあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	計		1.06			
17(水源かん養保安林)と砂防指定地の重複するもの (11, 31)	敦賀市	19~21, 66, 67, 130, 131, 135~137, 203, 205, 207, 211, 218, 221, 222, 224, 231	253.73	種類1と同じ。		
	小浜市	67, 102~113, 135, 136, 141, 155, 159, 181, 182, 214, 218, 228, 229, 275, 276	89.96			
	若狭町	1, 8, 13, 18~23, 25, 26, 29, 33, 35, 36, 38, 40~42, 45, 46, 57, 115, 131, 132, 142~144	50.79			
	美浜町	31, 32, 44, 45, 47, 49, 51, 76, 78~81, 83~86, 93, 107, 108, 115, 116, 121, 122, 152~157, 162, 164, 165, 167, 168	100.89			
	おおい町	1, 12, 13, 17, 22, 29, 35, 36, 41, 49, 50, 61, 66, 70~74, 100~103, 110, 111, 114~117, 119~122, 127, 130~136, 147~149, 153, 170, 183, 184, 186, 197~202, 205, 234, 235, 242, 243	637.38			
	高浜町	64~66	6.31			
	計		1,139.06			
18(水源かん養保安林)と急傾斜地崩壊危険区域の重複するもの (11, 32)	おおい町	2170	0.14	種類1と同じ。		
	若狭町	23	0.66			
	計		0.80			
19(水源かん養保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (11, 53)	敦賀市	1	1.22	種類1と同じ。		
	小浜市	10, 11, 14~16, 56, 163	39.71			
	高浜町	71	6.00			
	おおい町	256	27.56			
	若狭町	62, 66	0.47			
	計		74.96			
20(水源かん養保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域と史跡名勝天然記念物と重複するもの (11, 53, 74)	若狭町	62, 66	0.47	種類1と同じ。		
	計		0.47			
21(水源かん養保安林)と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (11, 54)	敦賀市	2, 31	7.53	種類1と同じ。		
	小浜市	6, 10, 11, 14~16	61.02			
	美浜町	17, 18	69.38			
	おおい町	256~258	142.75			
	計		280.68			
22(水源かん養保安林)と特別母樹林の重複するもの (11, 73)	美浜町	163	7.80	種類1と同じ。		
	計		7.80			
23(土砂流出防備保安林) (12)	敦賀市	50, 53, 66, 68~70, 74~76, 83, 88, 94, 118~120, 132, 178, 179, 197, 204, 208, 214, 241, 242, 263, 264	335.81	種類2と同じ。		
	小浜市	7, 15, 16, 18, 22, 25, 47, 50, 52, 56, 58, 70, 74~76, 81, 92, 109, 112, 122~125, 141, 145, 146, 148, 151, 156, 159, 162, 166, 169, 185, 190, 210, 211, 222, 224, 231, 234, 235, 242, 243, 251, 254, 255, 274, 291	282.59			
	若狭町	7, 22, 25~27, 30, 38, 39~41, 43, 46, 52, 67, 72, 73, 86, 87, 92, 93, 96, 97, 102, 103, 107, 108, 113, 114, 117, 123, 135, 136, 139, 147, 148, 150, 153, 163, 168, 172, 173, 176, 177, 180, 182, 185, 191	160.90			
	美浜町	8, 22, 32, 65, 66, 70, 72, 73, 76, 112, 114, 170, 176~178, 184, 185, 188, 189, 192	331.00			
	おおい町	4, 12, 14, 22~24, 30, 34, 37, 40, 51, 54, 56, 88, 91, 96~98, 104, 125, 128, 155, 159, 160, 170~172, 174, 175, 178, 184, 188, 192, 215, 222, 227, 236	248.52			
	高浜町	29, 44, 46, 49, 51, 52, 54~56, 61, 64~66, 68, 71, 96	43.63			
	計		1,402.45			
24(土砂流出防備保安林と土砂崩壊防備保安林)の重複するもの (12, 13)	若狭町	93, 139	1.95	種類3と同じ。		
	美浜町	32	0.03			
	計		1.98			
25(土砂流出防備保安林と土砂崩壊防備保安林)と砂防指定地の重複するもの (12, 13, 31)	若狭町	139	0.19	種類3と同じ。	砂防指定地、国定公園第Ⅰ種特別地域と重複するものによっては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	計		0.19			
26(土砂流出防備保安林と保健保安林)と国定公園第Ⅰ種特別地域の重複するもの (12, 26, 52)	敦賀市	242	12.90	種類4と同じ。		
	計		12.90			

種 類	森 林 の 所 在		面積 (ha)	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域 林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
27(土砂流出防備保安林と保健保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの。 (12, 26, 53)	敦賀市	242	28.19	種類4と同じ。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険地区、国定公園第Ⅱ種特別地域、国定公園第Ⅲ種特別地域	
	計		28.19			
28(土砂流出防備保安林と保健保安林)と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの。 (12, 26, 54)	敦賀市	242	25.44	種類4と同じ。	、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物、特別母樹林と重複するものについては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	計		25.44			
29(土砂流出防備保安林)と砂防指定地の重複するもの (12, 31)	敦賀市	66, 68, 119, 208, 241	8.15	種類2と同じ。		
	小浜市	81, 92, 141, 156, 185, 234, 235	14.19			
	若狭町	7, 26, 38~40, 43, 67, 107, 139, 180	7.94			
	美浜町	65, 76, 176~178, 184	10.34			
	おおい町	22, 30, 37, 51, 54, 98, 104, 155, 159, 160, 171, 192	24.52			
	高浜町	51, 96	0.13			
	計		65.27			
30(土砂流出防備保安林)と砂防指定地と国定公園第Ⅱ種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (12, 31, 53, 74)	若狭町	67	0.14	種類2と同じ。		
	計		0.14			
31(土砂流出防備保安林)と砂防指定地と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (12, 31, 54)	敦賀市	241	0.20	種類2と同じ。		
	計		0.20			
32(土砂流出防備保安林)と急傾斜地崩壊危険区域の重複するもの (12, 32)	小浜市	112, 166	0.39	種類2と同じ。		
	おおい町	170	0.04			
	計		0.43			
33(土砂流出防備保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (12, 53)	敦賀市	242, 263, 264	60.36	種類2と同じ。		
	小浜市	7, 16, 22, 25, 50, 56	11.26			
	若狭町	30, 67, 86, 87	8.15			
	美浜町	8	0.75			
	高浜町	96	1.87			
	計		82.39			
34(土砂流出防備保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区と史跡名勝天然記念物の重複するもの (12, 53, 71, 74)	若狭町	30	1.36	種類2と同じ。		
	計		1.36			
35(土砂流出防備保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (12, 53, 74)	若狭町	30, 67, 86, 87	8.15	種類2と同じ。		
	計		8.15			
36(土砂流出防備保安林)と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (12, 54)	敦賀市	241, 242, 263, 264	139.28	種類2と同じ。		
	小浜市	15, 16, 18, 22, 52, 56	30.43			
	若狭町	72, 73	5.57			
	美浜町	8, 22	29.80			
	高浜町	71	1.45			
	計		206.53			
37(土砂崩壊防備保安林) (13)	敦賀市	21	7.49	種類3と同じ。		
	小浜市	18, 93, 101, 119, 120, 124, 281	13.97			
	若狭町	7, 27, 44, 70, 72, 79, 89, 93, 96, 116, 122, 139, 164, 173, 180, 185	34.25			
	美浜町	20, 27, 31, 32, 52, 68, 74, 196, 202	57.05			
	おおい町	8, 29, 89, 94, 98~100, 104, 127, 129, 172, 181, 187, 222, 223, 229, 230, 232, 236, 237	32.81			
	高浜町	14, 22, 32, 47, 49, 74, 96	7.69			
	計		153.26			
38(土砂崩壊防備保安林)と砂防指定地の重複するもの (13, 31)	敦賀市	21	0.29	種類3と同じ。	砂防指定地、国定公園第Ⅱ種特別地域、国定公園第Ⅲ種特別地域、史跡名勝天然記念物と重複するものについては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	若狭町	116, 139	0.31			
	おおい町	187	0.23			
	美浜町	31, 196	1.28			
	計		2.11			
39(土砂崩壊防備保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (13, 53)	若狭町	70, 79, 88, 89	8.08	種類3と同じ。		
	美浜町	20, 27, 196	6.22			
	高浜町	96	0.85			
	計		15.15			
40(土砂崩壊防備保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (13, 53, 74)	若狭町	70, 79, 88, 89	7.58	種類4と同じ。		
	美浜町	196	2.74			
	計		10.32			
41(土砂崩壊防備保安林)と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (13, 54)	小浜市	18	2.12	種類3と同じ。		
	若狭町	70, 72	2.63			
	美浜町	20	7.53			
	計		12.28			

種 類	森 林 の 所 在		面積 (ha)	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域 林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
42(水害防備保安林) (16)	おおい町	23, 39, 40	0.27	1 林況が粗悪な森林および伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 2 その他の森林にあつては択伐。 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
	計		0.27			
43(水害防備保安林)と 砂防指定地の重複する もの (16, 31)	おおい町	39, 40	0.24	種類42と同じ。	砂防指定地と重複するものにあつては左記によるほか関係法令による。	
	計		0.24			
44(潮害防備保安林) (17)	敦賀市	38, 257, 258	3.27	種類42と同じ。		
	美浜町	56, 186, 193, 195	12.61			
	若狭町	29, 108	0.69			
	高浜町	19, 99	4.53			
	計		21.10			
45(潮害防備保安林と保健保安林)と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第Ⅱ種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (17, 26, 32, 53, 74)	美浜町	195	5.39	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になると認められる森林にあつては禁伐。 2 林況が粗悪な森林および伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 3 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち主要な利用施設または眺望からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めぬ。 4 その他の森林にあつては択伐。 5 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 6 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 7 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、国定公園第Ⅱ種特別地域、史跡名勝天然記念物と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	計		5.39			
46(潮害防備保安林と保健保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの。 (17, 26, 53, 74)	美浜町	195	9.28	種類45と同じ。		
	計		9.28			
47(潮害防備保安林)と砂防指定地の重複するもの (17, 31)	高浜町	99	0.29	種類42と同じ。		
	計		0.29			
48(潮害防備保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域と重複するもの (17, 53)	美浜町	186, 193, 195	12.54	種類42と同じ。		
	高浜町	19	2.55			
	敦賀市	257, 258	3.12			
	計		18.21			

種 類	森 林 の 所 在		面積 (ha)	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
49 (潮害防備保安林)と 国定公園第Ⅱ種特別地 域と史跡名勝天然記念 物の重複するもの (17, 53, 74)	美浜町	193, 195	11.98	種類42と同じ。		
	計		11.98			
50(なだれ防止保安林) (21)	敦賀市	1, 23, 24, 101, 129, 146, 148, 176	60.64	1 緩傾斜地の森林その他なだれによる被害を生ずるおそれが比較的小さいと認められる森林にあつては択伐。 2 その他の森林にあつては禁伐。 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 5 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
	小浜市	211	1.75			
	美浜町	110, 111, 112, 114, 115	14.41			
	若狭町	172	5.88			
	おおい町	89	0.65			
	計		83.33			
51(なだれ防止保安林) と砂防指定地の重複す るもの (21, 31)	若狭町	172	0.05	種類50と同じ。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、国定公園第Ⅱ種特別地域と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	おおい町	89	0.13			
	計		0.18			
52(なだれ防止保安林) と急傾斜地崩壊危険区 域と重複するもの (21, 32)	若狭町	172	0.18	種類50と同じ。		
	計		0.18			
53(なだれ防止保安林) と国定公園第Ⅱ種特別 地域の重複するもの (21, 53)	敦賀市	1	1.80	種類50と同じ。		
	計		1.80			
54 (魚つき保安林) (24)	敦賀市	11, 28, 234, 235, 245, 249, 250, 253, 257, 258, 261~264	128.87	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になると認められる森林にあつては禁伐。 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めぬ。 3 その他の森林にあつては択伐。 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
	小浜市	1~3, 6, 11, 12, 14~16, 20, 21, 25~28, 31, 36, 37, 49, 50	193.39			
	若狭町	60, 61, 63~68, 70~73, 77, 78, 87	152.57			
	美浜町	19, 26, 34, 60, 195, 196, 202~206	164.36			
	高浜町	33, 79, 80, 83, 85, 86, 96~100	109.02			
	おおい町	252~254, 259, 267	51.84			
	計		800.05			

種 類	森 林 の 所 在		面積 (ha)	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域 林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
55(魚つき保安林と保健保安林)の重複するもの (24, 26)	敦賀市	258	31.47	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になると認められる森林にあつては禁伐。 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林でかつ、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点から視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては択伐。 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
	若狭町	60.61	51.04			
	美浜町	196, 202~205	113.39			
	おおい町	253, 254	30.85			
	計		226.75			
56(魚つき保安林と保健保安林)と国定公園第I種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (24, 26, 52, 74)	若狭町	60, 61	18.35	種類55と同じ。	急傾斜地崩壊危険区域、国定公園第I種特別地域、国定公園第II種特別地域、国定公園第III種特別地域、国定公園普通地域、国定公園特別保護地区、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	計		18.35			
57(魚つき保安林と保健保安林)と国定公園第II種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (24, 26, 53, 71)	敦賀市	258	31.47	種類55と同じ。		
	美浜町	196	2.38			
	計		33.85			
58(魚つき保安林と保健保安林)と国定公園第II種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区と史跡名勝天然記念物重複するもの (24, 26, 53, 71, 74)	美浜町	196	2.38	種類55と同じ。		
	計		2.38			
59(魚つき保安林と保健保安林)と国定公園第II種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (24, 26, 53, 74)	若狭町	60, 61	32.69	種類55と同じ。		
	美浜町	196, 202~205	113.39			
	計		146.08			
60(魚つき保安林)と急傾斜地崩壊危険地域と国定公園第II種特別地域の重複するもの (24, 32, 53)	敦賀市	257	4.17	種類54と同じ。		
	美浜町	19, 195	1.25			
	計		5.42			
61(魚つき保安林)と急傾斜地崩壊危険地域と国定公園第II種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (24, 32, 53, 74)	美浜町	195	0.24	種類54と同じ。		
	計		0.24			
62(魚つき保安林)と国定公園特別保護地区の重複するもの (24, 51)	若狭町	78	1.88	種類54と同じ。		
	計		1.88			
63(魚つき保安林)と国定公園第I種特別地域の重複するもの (24, 52)	敦賀市	11	6.47	種類54と同じ。		
	小浜市	31, 36	20.98			
	高浜町	83	7.13			
	若狭町	60, 61	18.35			
	計		52.93			

種 類	森 林 の 所 在			面積 (ha)	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域 林 班			伐 採 方 法	そ の 他	
64(魚つき保安林)と国定公園第I種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (24, 52, 74)	小浜市	31, 36		10.15	種類54と同じ。	急傾斜地崩壊危険区域、国定公園第I種特別地域、国定公園第II種特別地域、国定公園第III種特別地域、国定公園普通地域、国定公園特別保護地区、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物と重複するもの	
	若狭町	60, 61		18.35			
	計			28.50			
65(魚つき保安林)と国定公園第II種特別地域と重複するもの (24, 53)	敦賀市	11, 28, 234~235, 245, 249, 250, 253, 257, 258, 261~264		121.61	種類54と同じ。	急傾斜地崩壊危険区域、国定公園第II種特別地域、国定公園普通地域、国定公園特別保護地区、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物と重複するもの	左記によるほかそれぞれの関係法令による。
	小浜市	1~3, 6, 11, 12, 14~16, 20, 21, 25~28, 37, 49, 50		168.50			
	若狭町	60, 61, 63~68, 70~73, 77, 78, 87		130.43			
	美浜町	19, 60, 195, 196, 202~206		157.04			
	高浜町	33, 79, 80, 83, 85, 86, 96~100		101.32			
	おおい町	259, 267		12.05			
	計			690.95			
66(魚つき保安林)と国定公園第II種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (24, 53, 74)	小浜市	28, 49		1.79	種類54と同じ。		
	若狭町	60, 61, 63~68, 70, 87		82.94			
	美浜町	195, 196, 202~206		148.97			
	計			233.70			
67(魚つき保安林)と国定公園第III種特別地域と重複するもの (24, 54)	敦賀市	253		0.03	種類54と同じ。		
	小浜市	37		3.91			
	若狭町	72		1.85			
	美浜町	26, 34		7.32			
	計			13.11			
68(魚つき保安林)と国定公園普通地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (24, 56, 74)	若狭町	70		0.06	種類54と同じ。		
	計			0.06			
69(保健保安林) (26)	敦賀市	8, 219~222, 242, 247, 248, 258		332.37	1 伐採すればその伐採地における成林が著しく困難になると認められる森林にあっては禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち主要な利用施設、または眺望点からの視界外にあるものについては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐。 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
	小浜市	14~16, 81, 83, 163, 179, 181, 182		114.95			
	若狭町	36, 38~42, 45, 60, 61, 80~83, 158, 160~162, 164		689.54			
	美浜町	42, 44, 45, 51, 195~197, 202~205		443.43			
	高浜町	1		138.91			
	おおい町	16, 17, 20~22, 252~258		525.90			
	計			2,245.10			
70(保健保安林)と砂防指定地の重複するもの (26, 31)	敦賀市	221, 222, 247		2.01	種類69と同じ。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、国定公園第I種特別地域、国定公園第II種特別地域、国定公園第III種特別地域、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物と重複するもの	左記によるほかそれぞれの関係法令
	小浜市	179, 181, 182		3.93			
	若狭町	36, 40~42, 61		12.40			
	美浜町	44, 45, 51		0.70			
	おおい町	17		0.87			
	計			19.91			
71(保健保安林)と砂防指定地と国定公園第II種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (26, 31, 53, 74)	若狭町	61		0.91	種類69と同じ。		
	計			0.91			
72(保健保安林)と砂防指定地と国定公園第III種特別地域の重複するもの (26, 31, 54)	敦賀市	247		0.50	種類69と同じ。		
	計			0.50			
73(保健保安林)と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第II種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (26, 32, 53, 74)	若狭町	61		5.00	種類69と同じ。		
	美浜町	195		5.39			
	計			10.39			

種 類	森 林 の 所 在		面積 (ha)	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域 林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
74(保健保安林)と国定公園第Ⅰ種特別地域の重複するもの (26,52)	敦賀市	242,247,248	36.66	種類69と同じ。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、国定公園第Ⅰ種特別地域、国定公園第Ⅱ種特別地域、国定公園第Ⅲ種特別地域、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物と重複するものについては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	若狭町	60,61	33.60			
	計		70.26			
75(保健保安林)と国定公園第Ⅰ種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (26,52,74)	若狭町	60,61	33.60	種類69と同じ。		
	計		33.60			
76(保健保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (26,53)	敦賀市	242,247,248,258	77.24	種類69と同じ。		
	小浜市	14~16,163	33.16			
	若狭町	60,61,80~83	194.48			
	美浜町	195~197,202~205	313.92			
	おおい町	256	26.89			
	高浜町	1	35.67			
	計		681.36			
77(保健保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (26,53,71)	敦賀市	258	32.67	種類69と同じ。		
	美浜町	196,197	44.87			
	計		77.54			
78(保健保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区と史跡名勝天然記念物の重複するもの (26,53,71,74)	美浜町	196,197	44.43	種類69と同じ。		
	計		44.43			
79(保健保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (26,53,74)	若狭町	60,61,80~83	194.48	種類69と同じ。		
	美浜町	195~197,202~205	313.48			
	計		507.96			
80(保健保安林)と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (26,54)	敦賀市	242,247,248	67.10	種類69と同じ。		
	小浜市	14~16	12.43			
	おおい町	256~258	142.75			
	高浜町	1	103.24			
	計		325.52			
81(風致保安林) (27)	敦賀市	41	1.71	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては択伐。 2 その他の森林にあっては択伐。 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 4 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。 間伐について 5 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
	小浜市	119,121	2.28			
	若狭町	85	0.09			
	美浜町	111	0.29			
	計		4.37			
82(風致保安林)と国定公園第Ⅱ種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (27,53,74)	若狭町	85	0.09	種類81と同じ。	国定公園第Ⅱ種特別地域、史跡名勝天然記念物と重複するものについては左記によるほか関係法令による。	
	計		0.09			

種 類	森 林 の 所 在		面積 (ha)	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
83 (砂防指定地) (31)	敦賀市	5, 8, 9, 10, 19~21, 22, 25, 27, 28, 35~37, 54, 66~68, 94, 95, 100~102, 105~107, 110~114, 116~119, 130, 131, 133~138, 140, 153, 154, 156, 163, 165~167, 194, 197~203, 205~208, 211~213, 218, 219, 221~225, 230~232, 235, 236, 240, 241, 247~249, 251~253	824.03	福井県砂防指定地管理規則による。		
	小浜市	7, 8, 17, 39, 43~46, 58, 59, 63~68, 70~77, 79~81, 83, 84, 88, 89, 91~97, 99, 100, 102~113, 120, 125, 126, 129, 132, 134~142, 149, 151~153, 155, 156, 158~161, 166, 169, 171~182, 184~187, 189~192, 194~200, 202~206, 208, 209, 212~215, 217~219, 223, 227~229, 233~239, 241, 243, 250, 251, 253, 256, 263~265, 275, 276, 278, 282, 288	1,049.24			
	若狭町	1, 5~8, 10, 12~14, 16~27, 29, 33~46, 48, 51, 52, 56~59, 61, 64, 66, 67, 69, 74~76, 79~85, 89, 91~94, 98~102, 107~125, 130~132, 135~139, 142~147, 150, 156, 162, 163, 166, 167, 172~175, 178~180, 182, 183, 185, 188, 190~192, 195, 196	752.02			
	美浜町	2, 4, 5, 20, 22~25, 30~34, 38, 39, 43~49, 51, 54, 55, 58, 65~72, 75~86, 93, 107, 108, 110, 115~117, 121, 122, 152~157, 162, 164~168, 176~178, 180, 184, 192, 196	351.00			
	おおい町	1, 3~7, 9~14, 17~23, 28~66, 70~75, 80~93, 98~105, 107~111, 114~117, 119~122, 124~127, 129~138, 140~150, 152~156, 158~160, 162, 163, 167, 168, 170, 171, 173, 174, 180, 181, 183, 184, 186~203, 205, 207, 208, 214, 215, 217, 219, 222, 225~227, 232, 234, 235, 238~246, 249~251	2,443.87			
	高浜町	6~10, 14~18, 20~24, 27~29, 35~38, 40~43, 51, 64~66, 68, 70~73, 77, 78, 91~93, 95, 96, 98~100	237.67			
	計		5,657.83			
84 (砂防指定地)と急傾斜地崩壊危険区域の重複するもの (31, 32)	敦賀市	200	3.88	種類83と同じ。	急傾斜地崩壊危険区域、国定公園第I種特別地域、国定公園第II種特別保護地区、史跡名勝天然記念物の重複するもの	
	小浜市	100	0.33			
	若狭町	61, 107, 167	0.08			
	美浜町	75, 196	0.61			
	おおい町	59, 88, 91, 104, 105, 107, 125, 170	3.29			
	計		8.19			
85 (砂防指定地)と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第II種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区と史跡名勝天然記念物の重複するもの (31, 32, 53, 71, 74)	計		0.00	種類83と同じ。	急傾斜地崩壊危険区域、国定公園第I種特別地域、国定公園第II種特別保護地区、史跡名勝天然記念物と重複するもの	左記によるほかそれぞれの関係法令による。
86 (砂防指定地)と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第II種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (31, 32, 53, 74)	若狭町	61	0.03	種類83と同じ。		
	計		0.03			
87 (砂防指定地)と国定公園第I種特別地域の重複するもの (31, 52)	敦賀市	248, 252	3.65	種類83と同じ。		
	計		3.65			
88 (砂防指定地)と国定公園第II種特別地域の重複するもの (31, 53)	敦賀市	247, 253	1.81	種類83と同じ。		
	小浜市	17, 39	0.72			
	若狭町	61, 64, 66, 67, 69, 79~85, 89, 91	74.40			
	美浜町	2, 4, 5, 23, 196	4.63			
	高浜町	77, 92, 93, 95, 96, 99, 100	30.34			
計		111.90				
89 (砂防指定地)と国定公園第II種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区と史跡名勝天然記念物の重複するもの (31, 53, 71, 74)	若狭町	91	0.12	種類83と同じ。		
	計		0.12			

種 類	森 林 の 所 在			面 積 (ha)	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
90(砂防指定地)と国定公園第Ⅱ種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (31,53,74)	若狭町	61,64,66,67,69,79~85,89,91		74.39	種類83と同じ。		
	計			74.39			
91(砂防指定地)と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (31,54)	敦賀市	240,241,247~249,251~253		17.62	種類83と同じ。		
	小浜市	7,8,17,39,58		31.76			
	若狭町	74~76		8.31			
	美浜町	2,4,5,20,22,30,34,58		67.45			
	高浜町	70,77,78		10.90			
計			136.04				
92(砂防指定地)と県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (31,71)	若狭町	91,162,163		0.16	種類83と同じ。		
	美浜町	196		0.53			
	計			0.69			
93(砂防指定地)と史跡名勝天然記念物の重複するもの (31,74)	若狭町	29,61,64,66,67,69,79~85,89,91		74.59	種類83と同じ。		
94(急傾斜地崩壊危険区域) (32)	敦賀市	42,49,109,118,120,130~132,194,200,204,217,240,254,257		32.79	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による。		
	小浜市	9,14,25,50,59,61,69,100,111,112,115,116,151,158,165,166,223,245		31.18			
	若狭町	5,9,23,27,30,39,61,64,67,69,70,73,79,88,97,106~109,124,126,139,150,167,172,191		38.59			
	美浜町	2,18,19,34,35,62,75,85,195~197,201		26.32			
	おおい町	2,42,59,88,91~93,95,99,104,105,107,109,125,128,152,170,174,207,210,226,262,263		26.50			
	高浜町	32,34,75,79,84,85,90		5.00			
	計			160.38			
95(急傾斜地崩壊危険区域)と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (32,53)	敦賀市	240,257		17.86	種類94と同じ。	国定公園第Ⅱ種特別地域、国定公園第Ⅲ種特別地域、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	小浜市	9,14,25,50		2.07			
	若狭町	61,64,67,69,70,79,88		12.42			
	美浜町	19,34,35,195,196,197,201		19.48			
	高浜町	79,84,85		2.15			
計			53.98				
96(急傾斜地崩壊危険区域)と国定公園第Ⅱ種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区と史跡名勝天然記念物の重複するもの (32,53,71,74)	美浜町	196,197		4.26	種類94と同じ。		
	計			4.26			
97(急傾斜地崩壊危険区域)と国定公園第Ⅱ種特別地域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (32,53,74)	美浜町	195~197,201		15.26	種類94と同じ。		
	若狭町	61,64,67,69,70,79,88		12.38			
	計			27.64			
98(急傾斜地崩壊危険区域)と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (32,54)	敦賀市	240,254		1.22	種類94と同じ。		
	若狭町	73		0.10			
	美浜町	2,18,19,34,35,62		5.66			
	高浜町	79,84		0.68			
計			7.66				
99(国定公園特別保護地区) (51)	若狭町	78		6.13	伐採を禁止する。		
計			6.13				
100(国定公園第Ⅰ種特別地域) (52)	敦賀市	11,242,247,248,251,252,254		69.71	1 次の各号に定める要件に該当しないものは禁伐とする。 A 単木択伐法によるものであること。 B 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10%以内であること。 C 当該伐採の対象となる木竹の樹齡が、標準伐期齡に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。		
	小浜市	30~36,281		407.54			
	美浜町	12~15,21		142.23			
	高浜町	82,83		48.22			
	若狭町	60,61		33.60			
計			701.30				
101(国定公園第Ⅰ種特別地域)と史跡名勝天然記念物の重複するもの (52,74)	小浜市	30~36		44.03	種類100と同じ。	史跡名勝天然記念物と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	若狭町	60,61		33.60			
	計			77.63			
102(国定公園第Ⅱ種特別地域) (53)	敦賀市	1,2,11,24,28,29,44,45,234~237,239~243,245~265		1,075.35	1 次の各号に定める要件に該当しないものは禁伐とする。 (1) 択伐法 A 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 B 当該伐採の対象となる木竹の樹齡が		
	小浜市	1~22,24~30,37~42,44~46,48~56,163,259,267,268,289,290		1,306.25			
	若狭町	28~32,60~75,77~91		1,820.02			
	美浜町	1~15,19~28,34~37,58~61,186,193~207		1,023.00			

種 類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法		備 考
	市 町	区 域		伐採方法	その他	
		林 班				
	高浜町	1~3, 19, 33, 69~71, 74~100	986.64	標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 (2) 皆伐法 A 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 B 1 伐区の面積が2ha以内であること。ただし、疎密度より多く保存木を残すものまたは、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は伐区面積はこの限りではない。 C 伐区が更新して5年を経過していない皆伐法によった伐区に隣接していないこと。		
	おおい町	256, 259~267	210.60			
	計		6,421.86			
103(国定公園第Ⅱ種特別地域)と県設鳥獣保護区特別保護地区と史跡名勝天然記念物と重複するもの (53, 71, 74)	若狭町	29, 30, 90, 91	143.58	種類102と同じ。	県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物、特別母樹林と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	美浜町	196, 197	85.08			
計			228.66			
104(国定公園第Ⅱ種特別地域)と特別母樹林の重複するもの。 (53, 73)	計			種類102と同じ。		
105(国定公園第Ⅱ種特別地域)と史跡名勝天然記念物と重複するもの (53, 74)	小浜市	28~30, 49	6.82	種類102と同じ。		
	若狭町	28~32, 60~70, 79~91	1,584.04			
	美浜町	193~207	648.89			
	計		2,239.75			
106(国定公園第Ⅲ種特別地域) (54)	敦賀市	2, 16, 17, 23, 24, 28~32, 43, 44, 46, 234~237, 240~256, 262~265	1,595.27	1 伐採種は定めない。ただし、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。		
	小浜市	4~19, 22~24, 37~40, 51~58	1,116.12			
	若狭町	70~76	344.47			
	美浜町	1~23, 25~30, 34~37, 58~64	1,992.68			
	高浜町	1, 2, 70, 71, 73~79, 84, 87~92	522.91			
	おおい町	256~258	142.75			
計		5,714.20				
107(国定公園第Ⅲ種特別地域)と史跡名勝天然記念物の重複するもの (54, 74)	若狭町	70	0.22	種類106と同じ。	史跡名勝天然記念と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
計			0.22			
108(国定公園普通地域)と史跡名勝天然記念物の重複するもの。 (56, 74)	若狭町	63, 70	1.26	1 伐採種は定めない。ただし、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。	史跡名勝天然記念と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
計			1.26			
109(県設鳥獣保護区特別保護地区) (71)	敦賀市	258	32.67	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による。		
	美浜町	196, 197	86.05			
	若狭町	29, 30, 90, 91, 162, 163	172.58			
	計		291.30			
110(県設鳥獣保護区特別保護地区)と史跡名勝天然記念物の重複するもの (71, 74)	美浜町	196, 197	85.08	種類109と同じ。	史跡名勝天然記念と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	若狭町	29, 30, 90, 91	149.29			
計			234.37			
111(史跡名勝天然記念物) (74)	小浜市	28~36, 49	50.85	文化財保護法による。		
	美浜町	193~207	649.35			
	若狭町	28~32, 60~70, 79~91	1,720.55			
	計		2,420.75			
113(県自然環境保全普通地区) (78)	敦賀市	85, 90	99.17	自然環境保全条例第19条の規定による。		
	計		99.17			

2 その他必要な事項
該当なし

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

単位 面積:ha 比率:%

区 分	区 域 面 積 ①	森 林 面 積			森 林 比 率 ② / ① × 100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	109,994	87,437	7,515	79,922	79.5	
市 町 別 内 訳	敦 賀 市	25,141	19,937	4,795	15,142	79.3
	美 浜 町	15,235	12,575	7	12,569	82.5
	若 狭 町	17,848	11,854	562	11,292	66.4
	小 浜 市	23,311	19,030	706	18,325	81.6
	お お い 町	21,219	18,704	1,438	17,266	88.1
	高 浜 町	7,240	5,337	8	5,329	73.7

- 注 1 区域面積:統計情報課「令和3年度福井県市町勢要覧」(令和3年10月1日現在)
 国有林面積:(林野庁所管、官行造林):福井森林管理署(令和2年3月31日現在)
 (林野庁所管外):森づくり課(令和2年3月31日現在)
 民有林面積:森づくり課(令和4年3月31日現在)
 2 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入による。

(2) 地 況 ア 気 候

観 測 地	気 温 (° C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 高 積 雪 量 (cm)	主 風 の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
敦 賀	20.0	12.5	16.0	2,406	30	SSE	
美 浜	19.9	11.6	15.6	2,277	-	SE	
小 浜	20.0	11.1	15.3	2,018	31	NNW	

- 注 1 各数値は、福井地方気象台発行「福井県気象年報」による。
 (平成29年から令和3年の5か年の平均)
 2 美浜観測地の積雪情報なし

イ 地質、土壌等

単位:ha

土 壌 の 種 類		敦賀市	美浜町	若狭町	小浜市	おおい町	高浜町
土 壌 群	土 壌 型						
ポトゾル	乾性弱ポトゾル化 土壌 PDⅢ型	-	11	-	-	11	-
褐色森林土	乾性褐色森林土 BA型	13	52	81	21	-	7
	乾性褐色森林土 BB型	2,208	2,158	2,740	4,667	4,164	1,184
	弱乾性褐色森林土 BC型	-	-	-	17	1	18
	適潤性褐色森林土 (偏乾亜型)BD(d)型	7,679	5,297	5,188	8,202	7,053	1,447
	適潤性褐色森林土 BD型	5,362	4,373	2,937	4,845	4,650	633
	弱湿性褐色森林土 BE型	35	34	-	-	32	-
赤黄色土	赤色土 R型	-	21	384	57	579	1,287
暗赤色土	暗赤色土 eDR型	-	-	-	-	426	183
未 熟 土	受蝕土 Er型	22	561	170	407	290	515
そ の 他	崩落地および岩石地等	96	88	51	283	97	86
合 計		15,415	12,595	11,551	18,499	17,303	5,360

- 注 1 数値は、「福井県民有林適地適木調査説明書」(昭和53～54年度)による。
 2 面積の数値は、他表と一致しない。

(3) 土地利用の現況

単位 面積:ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		備 考	
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地		
総 数	109,985	87,437	11,971	6,399	5,572	10,577	3,309		
市 町 別 内 訳	敦 賀 市	25,134	19,937	1,641	872	769	3,556	1,247	
	美 浜 町	15,234	12,575	1,610	838	772	1,049	283	
	若 狭 町	17,849	11,854	3,790	2,080	1,710	2,205	529	
	小 浜 市	23,309	19,030	2,720	1,420	1,300	1,559	652	
	おおい町	21,219	18,704	1,410	746	664	1,105	280	
	高 浜 町	7,240	5,337	800	443	357	1,103	319	

注 1 農地の数値は、「福井県統計年鑑(令和2年)」による。

注 2 宅地の数値は、統計情報課「令和3年度福井県市町勢要覧」による。

注 3 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入による。

(4) 産業別就業者数

単位 人数:人

区 分	総 人 口	就 業 人 口	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
			計	農 業	林 業	水 産 業			
総 数	131,485	71,405	3,453	2,392	666	395	19,351	49,159	
市 町 別 内 訳	敦 賀 市	63,050	33,686	520	435	12	73	9,485	23,681
	美 浜 町	8,904	4,996	332	239	6	87	1,085	3,579
	若 狭 町	13,467	7,329	1,222	611	593	18	1,939	4,726
	小 浜 市	28,372	15,257	625	522	19	84	4,194	10,438
	おおい町	7,706	4,341	386	287	31	68	1,096	2,859
	高 浜 町	9,986	5,796	368	298	5	65	1,552	3,876

注 数値は、政策統計・情報課「令和2年国勢調査不詳補完値」による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：1000m³ 成長量：1000m³ 竹：1000束

区 分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級			5 齢級				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立 木	総 数	79,922	16,993	193	11	0	0	10	0	0	52	2	0	320	23	2	709	52	4	
	総 数	78,123	16,993	193	11	0	0	10	0	0	52	2	0	320	23	2	709	52	4	
	針葉樹	34,994	11,748	152	7	0	0	10	0	0	38	2	0	284	22	2	358	42	3	
	広葉樹	43,129	5,244	42	3						14	0	0	36	1	0	350	10	1	
	人 総 数	30,473	10,625	147	11	0	0	10	0	0	52	2	0	291	22	2	367	42	3	
	針葉樹	30,410	10,622	147	7	0	0	10	0	0	38	2	0	284	22	2	358	42	3	
	広葉樹	64	4	0	3						14	0	0	6	0	0	9	0	0	
	工 育成単層林	総 数	30,380	10,599	147	7	0	0	10	0	0	52	2	0	288	22	2	362	42	3
	針葉樹	30,329	10,596	147	7	0	0	10	0	0	38	2	0	283	22	2	353	41	3	
	広葉樹	52	3	0							14	0	0	5	0	0	8	0	0	
	林 育成複層林	総 数	93	27	0	3								3	0	0	5	1	0	
	針葉樹	81	26	0										2	0	0	4	1	0	
	広葉樹	12	1	0	3									1	0	0	1	0	0	
	天 総 数	47,650	6,367	46							0			30	1	0	341	9	1	
	針葉樹	4,584	1,127	5													0	0	0	
	広葉樹	43,066	5,241	42							0			30	1	0	341	9	1	
	然 育成複層林	総 数	255	48	0									1	0	0				
	針葉樹	159	37	0																
	広葉樹	96	11	0										1	0	0				
	地 林 天然生林	総 数	47,395	6,319	46						0			29	1	0	341	9	1	
針葉樹	4,425	1,090	4													0	0	0		
広葉樹	42,970	5,229	41							0			29	1	0	341	9	1		
竹 林	660																			
無 立 木 地	1,140																			

単位 面積：ha 材積：1000m³ 成長量：1000m³ 竹：1000束

区 分	6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級			10 齢級			11 齢級				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立 木	総 数	685	110	6	2,072	470	18	3,288	917	28	4,239	1,294	29	2,821	962	16	3,485	1,240	16	
	総 数	685	110	6	2,072	470	18	3,288	917	28	4,239	1,294	29	2,821	962	16	3,485	1,240	16	
	針葉樹	670	109	6	2,060	469	18	3,271	916	28	4,055	1,280	29	2,764	957	16	3,229	1,214	15	
	広葉樹	15	1	0	12	1	0	17	1	0	184	14	0	57	5	0	257	25	0	
	人 総 数	670	109	6	2,071	470	18	3,256	914	28	4,046	1,278	29	2,749	954	16	3,193	1,206	15	
	針葉樹	669	109	6	2,060	469	18	3,256	914	28	4,046	1,278	29	2,748	954	16	3,190	1,206	15	
	広葉樹	1	0	0	11	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	
	工 育成単層林	総 数	663	108	6	2,065	469	18	3,254	913	28	4,043	1,277	29	2,735	950	16	3,184	1,202	15
	針葉樹	662	108	6	2,054	468	18	3,253	913	28	4,043	1,277	29	2,735	950	16	3,181	1,202	15	
	広葉樹	1	0	0	11	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	
	林 育成複層林	総 数	7	1	0	6	1	0	2	1	0	3	1	0	13	4	0	9	4	0
	針葉樹	7	1	0	6	1	0	2	1	0	3	1	0	13	4	0	9	4	0	
	広葉樹																			
	天 総 数	15	1	0	1	0	0	31	4	0	192	16	0	72	8	0	292	33	1	
	針葉樹	0	0	0				15	3	0	9	2	0	16	3	0	39	8	0	
	広葉樹	14	1	0	1	0	0	16	1	0	183	14	0	57	5	0	253	25	0	
	然 育成複層林	総 数	0	0	0			14	2	0	7	1	0	15	3	0	19	4	0	
	針葉樹	0	0	0				14	2	0	7	1	0	15	3	0	18	4	0	
	広葉樹													1	0	0	1	0	0	
	地 林 天然生林	総 数	14	1	0	1	0	0	18	1	0	185	15	0	57	5	0	273	29	0
針葉樹							2	0	0	2	0	0	1	0	0	21	4	0		
広葉樹	14	1	0	1	0	0	16	1	0	183	14	0	56	5	0	252	25	0		
竹 林																				
無 立 木 地																				

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和4年3月31日現在)

単位 面積：ha 材積：1000m3 成長量：1000m3 竹：1000束

区分	1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
立地	総数	6,942	2,151	21	7,335	1,670	9	13,586	2,289	14	9,577	1,492	9	9,366	1,585	9	3,145	565	3		
	総数	6,942	2,151	21	7,335	1,670	9	13,586	2,289	14	9,577	1,492	9	9,366	1,585	9	3,145	565	3		
	総数	針葉樹	4,987	1,946	18	3,019	1,188	6	2,478	959	4	1,307	461	1	1,969	648	2	740	254	1	
		広葉樹	1,955	205	3	4,316	482	4	11,108	1,330	10	8,270	1,030	7	7,396	937	7	2,405	311	2	
	人総数	総数	4,795	1,901	17	2,597	1,088	5	1,860	810	3	795	338	1	992	406	1	411	170	0	
		針葉樹	4,790	1,900	17	2,597	1,088	5	1,860	810	3	795	338	1	985	405	1	411	170	0	
	工	育成単層林	広葉樹	5	1	0	1	0	1	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	
			総数	4,783	1,897	17	2,587	1,084	5	1,857	808	3	793	337	1	983	404	1	411	170	0
	林	育成複層林	針葉樹	4,778	1,897	17	2,586	1,084	5	1,856	808	3	793	337	1	983	404	1	411	170	0
			広葉樹	5	1	0	1	0	1	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	
	天	総数	総数	11	4	0	10	4	4	2	0	2	1	0	9	1	0				
			針葉樹	11	4	0	10	4	0	4	2	0	2	1	0	2	1	0			
	林	育成複層林	広葉樹												7	1	0				
			総数	2,147	250	4	4,738	581	4	11,726	1,479	11	8,782	1,154	8	8,374	1,179	8	2,734	395	3
	天	総数	針葉樹	197	45	0	423	100	0	618	149	1	511	123	0	984	243	1	330	84	0
			広葉樹	1,950	205	3	4,315	482	4	11,107	1,330	10	8,270	1,030	7	7,390	936	7	2,404	311	2
	然	育成複層林	総数	34	7	0	40	7	0	47	8	0	31	5	0	26	6	0	1	0	
			針葉樹	24	6	0	22	5	0	21	5	0	8	2	0	22	6	0	1	0	
	林	天然生林	広葉樹	10	1	0	18	2	0	26	3	0	23	3	0	4	0	0			
			総数	2,113	244	4	4,697	574	4	11,679	1,470	11	8,751	1,149	8	8,348	1,173	8	2,733	395	3
地	天然生林	針葉樹	173	40	0	401	94	0	597	144	1	503	121	0	962	238	1	328	84	0	
		広葉樹	1,939	204	3	4,297	480	4	11,081	1,327	10	8,247	1,028	7	7,386	935	7	2,404	311	2	
竹林																					
無立木地																					

単位 面積：ha 材積：1000m3 成長量：1000m3 竹：1000束

区分	1 8 齡級			1 9 齡級			2 0 齡級			2 1 齡級以上					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
立地	総数	4,418	856	1	1,291	305	1	2,544	518	2	2,228	493	2		
	総数	4,418	856	1	1,291	305	1	2,544	518	2	2,228	493	2		
	総数	針葉樹	1,266	444	1	608	218	0	854	289	1	1,019	331	1	
		広葉樹	3,152	412	3	683	87	1	1,691	230	2	1,209	162	1	
	人総数	総数	786	322	1	412	167	0	500	199	0	608	227	0	
		針葉樹	785	321	1	412	167	0	500	199	0	608	227	0	
	工	育成単層林	広葉樹	1	0	0									
			総数	781	320	1	412	167	0	500	199	0	608	227	0
	林	育成複層林	針葉樹	781	320	1	412	167	0	500	199	0	608	227	0
			広葉樹	1	0	0									
	天	総数	総数	4	2	0									
			針葉樹	4	2	0									
	林	育成複層林	広葉樹												
			総数	3,633	534	3	879	138	1	2,044	319	2	1,620	266	1
	天	総数	針葉樹	481	122	0	196	51	0	354	90	0	410	104	0
			広葉樹	3,152	412	3	683	87	1	1,691	230	2	1,209	162	1
	然	育成複層林	総数	7	1	0				1	0	0	10	1	0
			針葉樹	4	1	0				1	0	0	0	0	0
	林	天然生林	広葉樹	2	0	0						10	1	0	
			総数	3,626	533	3	879	138	1	2,043	319	2	1,609	264	1
地	天然生林	針葉樹	476	121	0	196	51	0	352	90	0	410	104	0	
		広葉樹	3,149	412	3	683	87	1	1,691	230	2	1,199	161	1	
竹林															
無立木地															

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和4年3月31日現在)

(2) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表

単位 面積：ha 材積：1000m3 成長量：1000m3 竹：1000束

区分	総数	立 木 地																				竹林	無立木地				
		総 数			人 工 林						天 然 林						総 数	伐採跡地	未立木地								
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数			育成単層林			育成複層林			総 数						育成複層林			天然生林				
					総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹				総 数	針葉樹		広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	面積	79,922	78,123	34,993	43,129	30,473	30,410	64	30,380	30,329	52	93	81	12	47,649	4,584	43,066	255	159	96	47,394	4,425	42,970	660	1,140	16	1,124
	材積	16,993	16,993	11,748	5,244	10,625	10,622	4	10,599	10,596	3	27	26	1	6,367	1,127	5,241	48	37	11	6,319	1,090	5,229				
	成長量	193	193	152	42	147	147	0	147	147	0	0	0	0	46	5	42	0	0	0	46	4	41				
制限林	面積	42,418	41,451	17,327	24,124	15,143	15,106	38	15,105	15,079	26	39	27	12	26,308	2,221	24,087	116	48	68	26,192	2,173	24,019	212	755	4	751
	材積	8,661	8,661	5,749	2,912	5,223	5,221	2	5,214	5,213	1	9	8	1	3,438	528	2,910	18	10	8	3,420	518	2,902				
	成長量	109	109	85	24	82	82	0	82	82	0	0	0	0	26	2	24	0	0	0	26	2	24				
普通林	面積	37,504	36,672	17,666	19,005	15,330	15,304	26	15,276	15,250	26	54	54		21,342	2,363	18,979	139	111	28	21,203	2,252	18,951	448	385	12	373
	材積	8,332	8,332	6,000	2,332	5,403	5,401	1	5,385	5,383	1	18	18		2,929	598	2,331	30	26	3	2,899	572	2,327				
	成長量	85	85	67	18	65	65	0	64	64	0	0	0		20	2	18	0	0	0	20	2	18				

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和4年3月31日現在)

(3) 市町別森林資源表

単位 面積：ha 材積：1000m3 成長量：1000m3 竹：1000束

区分	総数	立 木 地																				竹林	無立木地				
		総 数			人 工 林						天 然 林						総 数	伐採跡地	未立木地								
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数			育成単層林			育成複層林			総 数						育成複層林			天然生林				
					総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹				総 数	針葉樹		広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	面積	79,922	78,123	34,994	43,129	30,473	30,410	64	30,380	30,329	52	93	81	12	47,650	4,584	43,066	255	159	96	47,395	4,425	42,970	660	1,140	16	1,124
	材積	16,993	16,993	11,748	5,244	10,625	10,622	4	10,599	10,596	3	27	26	1	6,367	1,127	5,241	48	37	11	6,319	1,090	5,229				
	成長量	193	193	152	42	147	147	0	147	147	0	0	0	0	46	5	42	0	0	0	46	4	41				
敦賀市	面積	15,142	14,788	4,609	10,179	3,627	3,617	10	3,605	3,595	10	22	22		11,162	992	10,170	13	13	0	11,149	979	10,169	73	281	0	280
	材積	2,669	2,669	1,431	1,238	1,199	1,199	0	1,193	1,193	0	6	6		1,470	232	1,238	3	3	0	1,466	228	1,238				
	成長量	32	32	22	10	21	21	0	21	21	0	0	0		11	1	10	0	0	0	11	1	10				
美浜町	面積	12,569	12,075	3,479	8,597	2,625	2,621	4	2,624	2,620	4	1	1		9,451	858	8,593	58	5	52	9,393	852	8,541	28	466	0	465
	材積	2,105	2,105	1,062	1,043	857	856	0	856	856	0	0	0		1,249	206	1,043	7	1	6	1,241	204	1,037				
	成長量	24	24	15	9	14	14	0	14	14	0	0	0		10	1	9	0	0	0	10	1	9				
若狭町	面積	11,292	11,195	6,213	4,982	5,498	5,493	5	5,480	5,475	5	18	18		5,697	720	4,977	91	84	7	5,606	636	4,971	66	31	2	28
	材積	2,547	2,547	1,942	605	1,757	1,757	0	1,752	1,751	0	5	5		790	185	605	21	20	1	769	165	604				
	成長量	31	31	26	5	26	26	0	26	26	0	0	0		5	1	5	0	0	0	5	1	5				
小浜市	面積	18,325	18,016	8,412	9,604	7,269	7,259	10	7,250	7,243	7	19	16	2	10,747	1,153	9,594	16	13	3	10,731	1,140	9,591	181	128	3	125
	材積	4,204	4,204	3,030	1,173	2,742	2,742	0	2,736	2,736	0	6	6		1,462	288	1,173	3	3	0	1,458	285	1,173				
	成長量	44	44	35	9	34	34	0	34	34	0	0	0		10	1	9	0	0	0	10	1	9				
おおい町	面積	17,266	17,168	9,594	7,575	9,113	9,081	33	9,084	9,061	23	30	20	10	8,055	513	7,542	70	38	31	7,985	475	7,511	63	35	1	34
	材積	4,314	4,314	3,390	924	3,262	3,259	2	3,254	3,253	1	8	7	1	1,052	130	922	12	8	4	1,040	122	918				
	成長量	51	51	44	8	43	43	0	43	43	0	0	0	0	8	1	7	0	0	0	8	0	7				
高浜町	面積	5,329	4,880	2,688	2,192	2,342	2,339	2	2,337	2,335	2	4	4		2,538	348	2,190	7	5	3	2,531	344	2,187	249	201	9	191
	材積	1,154	1,154	894	260	808	808	0	807	807	0	1	1		346	86	260	1	1	0	344	85	259				
	成長量	11	11	10	2	9	9	0	9	9	0	0	0		2	0	2	0	0	0	2	0	2				

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和4年3月31日現在)

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積：ha 材積：1000m³ 成長量：1000m³ 竹：1000束

区分	面積	材積	立 木 地											
			総数	総数			人工林						無立木地	
				総数	針葉樹	広葉樹	総数			育成単層林			育成複層林	
							総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹
総数	79,922	78,123	34,994	43,129	30,473	30,410	64	30,380	30,329	52	93	81	12	
	16,993	16,993	11,748	5,244	10,625	10,622	4	10,599	10,596	3	27	26	1	
都道府県有林	5,553	5,524	4,443	1,081	4,318	4,318	0	4,314	4,314	0	4	4		
	1,463	1,463	1,329	135	1,298	1,298	0	1,297	1,297	0	1	1		
市町村有林	4,421	4,353	3,199	1,153	3,058	3,057	1	3,046	3,045	1	12	12		
	1,198	1,198	1,062	135	1,028	1,028	0	1,024	1,024	0	4	4		
財産区有林	48	48	34	15	28	28		28	28					
	12	12	10	2	8	8		8	8					
私有林	69,900	68,198	27,317	40,881	23,070	23,007	63	22,993	22,942	51	77	65	12	
	14,320	14,320	9,348	4,972	8,292	8,288	4	8,270	8,267	3	22	21	1	

-70-

立 木 地									竹林	無立木地		
天然林										総数	伐採跡地	未立木地
総数			育成複層林			天然生林						
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
47,650	4,584	43,066	255	159	96	47,395	4,425	42,970	660	1,140	16	1,124
6,367	1,127	5,241	48	37	11	6,319	1,090	5,229				
1,206	125	1,081	7	4	2	1,199	120	1,078	4	25	0	25
165	31	135	1	1	0	164	29	134				
1,295	143	1,152	9	5	4	1,287	138	1,148	11	57		57
170	35	135	2	1	0	168	33	135				
21	6	15				21	6	15				
4	2	2				4	2	2				
45,128	4,310	40,818	240	150	90	44,889	4,160	40,728	644	1,057	16	1,042
6,029	1,060	4,969	45	35	10	5,984	1,025	4,958				

注1 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和4年3月31日現在)

2 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市町村が、財産区有林とは地方自治法第3編第4章に規定される財産区が、それぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とはそれ以外の民有林をいう。ただし、分収造林契約の場合は造林者をもって森林所有者とする。

(5) 制限林の種類別面積

単位:ha

区 分		総 数	敦 賀 市	美 浜 町	若 狭 町	小 浜 市	お お い 町	高 浜 町	
保 安 林	水 源 かん 養 保 安 林	24,104.13	3,345.87	6,559.72	3,083.48	4,166.94	6,519.11	429.01	
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	(192.36) 1,210.09	(0.12) 335.69	(90.47) 240.53	(47.06) 113.84	(40.40) 242.19	(14.31) 234.21	43.63	
	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	(15.37) 137.89	7.49	(6.21) 50.84	(1.95) 32.30	13.97	(7.21) 25.60	7.69	
	水 害 防 備 保 安 林	0.27					0.27		
	潮 害 防 備 保 安 林	21.10	3.27	12.61	0.69			4.53	
	干 害 防 備 保 安 林	(193.84)					(193.84)		
	な だ れ 防 止 保 安 林	83.33	60.64	14.41	5.88	1.75	0.65		
	落 石 防 止 保 安 林								
	魚 つ き 保 安 林	(6.44) 793.61	(3.12) 125.75	164.36	(3.32) 149.25	193.39	51.84	109.02	
	保 健 保 安 林	(1,461.16) 783.94	(211.39) 120.98	(252.18) 191.25	(506.62) 182.92	(65.95) 49.00	(425.02) 100.88	138.91	
	風 致 保 安 林	4.37	1.71	0.29	0.09	2.28			
	計	(1,869.17) 27,138.73	(214.63) 4,001.40	(348.86) 7,234.01	(558.95) 3,568.45	(106.35) 4,669.52	(640.38) 6,932.56	732.79	
	保 安 施 設 地 区								
	砂 防 指 定 地 区		(1,212.47) 4,445.36	(264.11) 559.92	(111.76) 239.24	(59.48) 692.54	(107.89) 941.35	(662.50) 1,781.37	(6.73) 230.94
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 地 区		(25.55) 134.83	(8.05) 24.74	(7.29) 19.03	(5.92) 32.67	(0.72) 30.46	(3.47) 23.03	(0.10) 4.90	
自 然 公 園	国 立 公 園	特 別 保 護 地 区							
		第 I 種 特 別 地 域							
		第 II 種 特 別 地 域							
		第 III 種 特 別 地 域							
		普 通 地 域							
		計							
	公 園	特 別 保 護 地 区	(1.88) 4.25			(1.88) 4.25			
		第 I 種 特 別 地 域	(108.49) 592.81	(46.78) 22.93	142.23	(33.60) 386.56	(20.98) 386.56	(7.13) 41.09	
		第 II 種 特 別 地 域	(1,431.20) 4,990.66	(218.07) 857.28	(384.17) 638.83	(386.43) 1,433.59	(222.26) 1,083.99	(39.61) 170.99	(180.66) 805.98
		第 III 種 特 別 地 域	(825.07) 4,889.13	(231.21) 1,364.06	(187.14) 1,805.54	(18.46) 326.01	(129.24) 986.88	(142.75) 170.99	(116.27) 406.64
普 通 地 域		(0.06) 1.20			(0.06) 1.20				
計		(2,366.70) 10,478.05	(496.06) 2,244.27	(571.31) 2,586.60	(440.43) 1,765.05	(372.48) 2,457.43	(182.36) 170.99	(304.06) 1,253.71	
園	県 立 公 園	第 I 種 特 別 地 域							
		第 II 種 特 別 地 域							
		第 III 種 特 別 地 域							
		普 通 地 域							
		計							
県 設 鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区		(263.40) 27.90	(32.67)	(86.05)	(144.68) 27.90				
県 自 然 環 境 保 全 特 別 地 区									
県 自 然 環 境 保 全 普 通 地 区		99.17	99.17						
都 市 計 画 域 風 致 地 区									
特 別 母 樹 林		(7.80)		(7.80)					
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物		(2,327.09) 93.66		(649.35)	(1,626.89) 93.66	(50.85)			
合 計		(8,072.18) 42,417.70	(1,015.52) 6,929.50	(1,782.42) 10,078.88	(2,836.35) 6,180.27	(638.29) 8,098.76	(1,488.71) 8,907.95	(310.89) 2,222.34	

注 表中の上側の欄の制限林と重複する面積は、上段()書で外数である。令和4年3月31日現在。

(6) 樹種別材積表

単位: 千m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	アカマツ	クロマツ	その他 針葉樹	針葉樹 計	ナラ	ブナ	クリ	その他 広葉樹	広葉樹 計
総数	8,496	1,012	2,161	79	1	11,748	2	25	1	5,216	5,244
人工林	8,496	1,012	1,087	27	1	10,622	0		1	2	4
天然林			1,074	52	1	1,127	1	25	0	5,214	5,241

注1 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和4年3月31日現在)

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積: ha

市町	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
おおい町	2	66.79	66.79			2	5.00	
	5	5.17	5.17			1	0.34	
高浜町	3	6.00	6.00			1	0.65	

注 令和4年3月31日現在の面積である。

(8) 荒廃危険地の面積

単位 面積: ha

区分		荒廃地	備考
総数		617	
市町別 内訳	敦賀市	96	
	美浜町	89	
	若狭町	142	
	小浜市	91	
	おおい町	109	
	高浜町	90	

注 令和4年3月31日現在の山地災害危険地区における荒廃危険地の面積である。

(9) 森林の被害

単位：ha

区 分	年度	総 数	市 町 別 内 訳					
			敦賀市	美浜町	若狭町	小浜市	おおい町	高浜町
山 火 事	1	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-
	3	-	-	-	-	-	-	-
風 害	1	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-
	3	-	-	-	-	-	-	-
雪 凍 害 害	1	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-
	3	-	-	-	-	-	-	-
干 害	1	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-
	3	-	-	-	-	-	-	-
水 害	1	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-
	3	-	-	-	-	-	-	-
松 くい 虫	1	40.10	21.70	2.20	8.70	1.60	3.90	2.00
	2	22.70	5.20	3.30	8.90	1.80	3.20	0.30
	3	21.70	5.50	4.80	6.30	2.20	2.40	0.50
カシノナガ キクイムシ	1	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-
	3	-	-	-	-	-	-	-
ク マ	1	3.70	-	0.50	0.80	1.20	1.20	-
	2	3.70	-	0.70	0.20	2.50	0.30	-
	3	15.50	-	0.80	0.20	4.00	2.00	8.50
シ カ ノウサギ	1	17.00	0.60	0.90	8.30	0.50	0.20	6.50
	2	14.00	0.60	0.30	0.30	4.60	0.70	7.50
	3	23.30	0.30	0.30	0.20	8.00	5.00	9.50

注1 数値は、森づくり課「森林被害報告年報」による。

2 表中の各欄の面積は、被害実損面積である。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区分	総数	3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～50ha 未満	50ha 以上	備考
総数	3,400	2,054	632	413	279	22	
市町別 内訳	敦賀市	476	315	77	50	33	1
	美浜町	404	294	50	46	13	1
	若狭町	869	564	174	83	46	2
	小浜市	796	396	177	111	103	9
	おおい町	501	262	83	80	68	8
	高浜町	354	223	71	43	16	1

注 数値は、2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 人数：人、面積：ha

区分	総数		公有林		私有林		備考
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数	1,442	12,099	6	2,731	1,436	9,368	
市町別 内訳	敦賀市	119	2,070	1	995	118	1,076
	美浜町	25	1,001	1	405	24	596
	若狭町	331	1,557	1	65	330	1,491
	小浜市	349	1,991	1	367	348	1,624
	おおい町	426	4,484	1	806	425	3,678
	高浜町	192	996	1	93	191	903

注1 平成29年度～令和3年度実績。

2 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

3 人数は、述べ人数を記入。

4 知事認定は、記入していない。

5 みなし認定を新規認定した場合は、新規認定を記入。

(3) 森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町別	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総数	組合員所有森林面積	備考
総数	1	8,325	22	248,643	55,977	
森林組合	敦賀市	れいなん	22	248,643	55,977	
	美浜町					
	若狭町					
	小浜市					
	おおい町					
	高浜町					

注1 令和3年度（令和3年次）森林組合資料による。

注2 組合員所有森林面積は県産材活用課「令和2年度森林組合統計」による。

イ 事業内容および活動状況
(事業内容)

区分	指導部門 指導事業	販売部門					加工部門 販売高	森林整備部門								
		販売事業		林産事業				購買事業			養苗事業		森林整備事業		利用および 福利厚生事業	
		数量	販売高	数量	販売高	数量		販売高	山行苗	肥料	購買高	数量	販売高	造林		林道
森林 組合	総 数	千円	m3	千円	m3	千円	千円	千本	kg	千円	千本	千円	ha		千円	千円
	れいなん	—	—	2,473	5,430	41,930	18,375	—	3,230	8,711	—	—	—	—	306,979	226,800
		—	—	2,473	5,430	41,930	18,375	—	3,230	8,711	—	—	—	—	306,979	226,800

- 注 1 数値は、県産材活用課「令和2年度森林組合統計」による。(調査時点：令和3年3月31日)
 2 各事業の販売高および金額は、各事業における合計である。
 3 販売事業の数量は、木材・立木の数値の合計である。
 4 森林造成における造林は、新植のみの合計である。

(活動状況)

ウ 作業班就業日数別作業員数(実員数)

区分	59日以下	60～149日				150～209日				210日以上				計							
		伐出	造林	その他	計	伐出	造林	その他	計	伐出	造林	その他	計	伐出	造林	その他	計				
森林 組合	総 数	0	0	5	5	0	1	0	1	0	10	0	10	8	24	2	34	8	35	7	50
	れいなん	0	0	5	5	0	1	0	1	0	10	0	10	8	24	2	34	8	35	7	50

- 注 1 数値は、県産材活用課「令和2年度森林組合統計」による。(調査時点：令和3年3月31日)

(4) 林業事業体の現況

単位：事業体数

区分	造林業	素材 生産業	木材・木製品 製造業		備考	
			製造業	その他		
総 数	0	24	12	4		
市 町 別 内 訳	敦賀市	0	2	1	1	
	美浜町	0	3	2	0	
	若狭町	0	10	4	1	
	小浜市	1	4	4	1	林業事業体内数：造林業1、素材生産業1
	おおい町	0	1	0	0	
	高浜町	0	4	1	1	林業事業体内数：素材生産業1

- 注 1 数値は、福井県木材組合連合会が作成する福井県木材業者等登録者名簿(令和4年4月1日現在)および県産材活用課資料の合算による。
 2 素材生産業および木材・木製品製造業の事業体数は、一部重複する。
 3 木材・木製品製造業のその他欄は、チップ製造を行う事業体を指す。

(5) 林業労働力の概況

区分	総数	市 町 別 内 訳						
		敦賀市	美浜町	若狭町	小浜市	おおい町	高浜町	
人口 (人)	133,039	63,634	8,998	13,714	28,634	7,884	10,175	
世帯数 (世帯)	56,114	27,887	3,720	4,791	12,060	3,184	4,472	
総経営体数 (経営体)	57	12	3	5	7	29	1	
経営者・役員等 (世帯員含む) の林業経営従事状況 (人)	1～29日	629	222	94	50	37	165	61
	30～59日	55	2	0	1	1	50	1
	60～149日	15	3	0	0	8	1	3
	150日以上	95	0	1	1	91	1	1
	計	794	227	95	52	137	217	66

注 1 人口、世帯数の数値は、統計情報課「福井県の人口と世帯（推計） 令和3年10月1日現在」による。

2 総経営体数・林業経営従事状況は2020年農林業センサスによる。

(6) 林業機械化の概況

機 械 の 種 類	若狭森林計画区	備 考
フェラーバンチャ (台)	-	
スキ ッ ダ (台)	-	
プロセ ッ サ (台)	2	
ハーベスタ (台)	2	
フォワーダ (台)	7	
タローヤーダ (台)	-	
スイングヤーダ (台)	3	
グラップルバケット (台)	-	
その他の高性能林業機械 (台)	-	

注 森づくり課「林業機械の保有状況調査」による。(令和4年3月31日現在)

(7) 作業路網等の整備の概況

単位 面積：ha、延長：m、密度：m/ha

区 分	森林面積	林 道		森林作業道		林道+森林作業道		備考	
		延長	密度	延長	密度	延長	密度		
総 数	79,885	481,136	6.0	1,039,806	13.0	1,520,942	19.0		
市 町 別 内 訳	敦賀市	15,105	70,184	4.6	127,317	8.4	197,501	13.1	
	美浜町	12,569	45,254	3.6	66,586	5.3	111,840	8.9	
	若狭町	11,292	79,254	7.0	184,248	16.3	263,502	23.3	
	小浜市	18,325	121,832	6.6	194,894	10.6	316,726	17.3	
	おおい町	17,266	121,352	7.0	341,969	19.8	463,321	26.8	
	高浜町	5,329	43,260	8.1	124,792	23.4	168,052	31.5	

注 1 森林面積(民有林)は、令和4年3月31日現在の数値である。

2 林道、作業路の延長は、令和4年3月31日現在の数値である。

3 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m^3 実行歩合：%

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	103	310	413	43	264	307	42	85	74
針葉樹	76	310	386	20	264	284	26	85	74
広葉樹	27	-	27	23	-	23	85	-	85

注(1) 計画欄は、前計画の前半5年分(H30.4.1~R5.3.31)に対応する計画量である。

(2) 実行欄は、前計画の前半5年分(H30.4.1~R5.3.31)の実行量である。

ただし、本計画の樹立年度(R4.4.1~R5.3.31)の実行量については見込量による。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
6,760	6,420	95

注(1)の注に同じ。

(3) 人工造林および天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実 行 歩 合	計 画	実 行	実 行 歩 合	計 画	実 行	実 行 歩 合
472	267.0	57	147	13	9	325	254	78

注(1)の注に同じ。

(4) 林道の開設および拡張の数量

単位：m、箇所 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	32,280	4,757	15	34	30	88
うち林業専用道	-	-	-	-	-	-

注1 (1)の注に同じ。

(5) 保安林の整備および治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積 : h a 実行歩合 : %

区分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源かん養	350	280.28	80	3	5.06	169
災害防備	100	259.23	259	—	5.92	—
保健風致	10	0.00	0	1	0.02	2

注 (1) の注に同じ。

イ 保安施設地区の面積

単位 面積 : h a 実行歩合 : %

面 積		
計 画	実 行	実 行 歩 合
—	—	—

注 (1) の注に同じ。

ウ 治山事業の数量

単位 面積 : h a 実行歩合 : %

種 類	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安施設(箇所)	35	24	69

注 (1) の注に同じ。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積 : h a 実行歩合 : %

施 業 区 分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	—	—	—
	人工造林	—	—	—
	天然更新	—	—	—
保 育		—	—	—
伐 採	総 数	5.99	0	0
	主 伐	—	—	—
	間 伐	5.99	0	0
そ の 他		—	—	—

注 (1) の注に同じ。

5 その他
 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安（千m ³ ）
124

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：% 材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	124	74	198
90	111		185
80	99		173
70	87		161
60	74		148
50	62		136
40	50		124
30	37		111
20	25		99
10	12		86

地域森林計画に関する用語の定義および基準

森	林	<p>森林法第2条1項で規定する森林をいう。</p> <p>ア 木竹が集団して生育している土地およびその土地の上にある立木竹</p> <p>イ 上記の土地の外、木竹が集団的な生育に供される土地 (ただし、主として農地または住宅地もしくはこれに準ずる土地として使用される土地、およびこれらの上にある立木竹を除く。)</p>
地域森林計画 対象森林		<p>森林法第2条で規定する森林のうち、同条3項に規定する「国有林」および同法第10条の4に規定する。「適用除外森林」ならびに地域森林計画制度の運用について(林野庁長官通達平成3年7月25日3林野計第294号)で定める森林を除いた民有林で、同法第5条で規定する森林。</p> <p>ア 「国有林」とは、立木竹とその土地の所有が国である場合(立木竹のみの所有が国の場合を含む。)および林野庁以外の省庁が所有する森林をいう。</p> <p>イ 「適用除外森林」とは、試験研究の目的に供している森林であって農林水産大臣の指定するものおよび、宗教法人法第3条の境内地の森林をいう。</p> <p>* 地域森林計画の対象としない森林(長官通達)</p> <p>ア 孤立した0.3ha以下の森林</p> <p>イ 市街地区域内の森林および都市計画区域において用途地域として定められている森林で隣接の森林と施業上の関連を有しないもの。</p> <p>ウ 公共道路、鉄道等森林以外の用に供される森林</p> <p>エ 立地、公害防止等に関する協定で締結した森林で、知事が対象外とすることが適当と認めた森林 (ただし、上記ア～エにかかわらず、公共投資の対象となったもの、保安林保安施設地区または指定が計画されているもの、林地保全、生活環境保全上特に留意すべき森林は地域森林計画対象森林とする。)</p>
主	伐	利用できる時期に達した立木を伐採することで、次の世代の樹木の育成を伴う伐採をいう。
択	伐	森林内の立木を抜き伐りする伐採方法をいう。伐採跡地に苗木を植栽し、樹冠層が連続して層の区別が不明な森林を択伐林という。
間	伐	育成過程の林分で、林木が相互に枝を張り閉鎖して競争が生じた状態(うっ閉状態)になったとき、造林木の競争緩和を目的に行う抜き伐り作業をいう。
除	伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業をいう。
森林所有者		森林法第2条2項で規定する「権原に基づき森林の土地の上に所有し、および育成することができる者」をいう。
森林面積		立木地(人工林、天然林)、竹林、無立木地(伐採跡地、未立木地)および更新困難地の面積の総和をいう。
育成単層林		森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により単層状態の森林がこれに相当する。
育成複層林		森林を構成する林木を択伐(抜き伐り)等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。複層状態の人工林の他に人為により複層状態にある天然林および針広混交林がこれに相当する。

針 広 混 交 林	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。
天 然 生 林	主として天然力を活用することにより成立させ、維持する林分をいう。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。
針 葉 樹	針葉樹の材積歩合が75%以上の林地をいう。
広 葉 樹	広葉樹の材積歩合が75%以上の林地をいう。
齡 級	1 齡級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齡級、6年生から10年生までを2 齡級とし、以下順次3、4 齡級とする。
竹 林	竹林の生育を主目的とする林地をいう。ただし、たけのこ生産のための肥培管理をしている竹林および笹類は、計画対象森林から除外する。
伐 採 跡 地	樹木を伐採した土地をいい、人工林伐採跡地および天然林伐採跡地に区分する。
未 立 木 地	一時的に林木の成立していない林分または樹木が生育していても、樹冠の投影面積が30%以下の土地をいう。これには、草地、笹地が含まれる。
更 新 困 難 地	岩石地、湿地、風衝地等立木竹更新が著しく困難な土地をいう。
公 益 的 機 能	森林の機能のうち、木材等生産機能を除く、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能の4つの機能をいう。
水 源 涵 養 機 能	降雨・融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる理水機能
山 地 災 害 防 止 機 能	土砂流出、土砂崩壊、なだれ等の災害を防止する機能
生 活 環 境 保 全 機 能	強風・飛砂等森林外で発生する要因による生活環境の悪化を防止する機能および気象緩和など快適な生活環境を保全・形成する機能
保 健 文 化 機 能	森林浴・キャンプ等の森林利用を通して心身の緊張をほぐし、また、自然学習の実践、情操等の涵養、および各種文化創作の場とする機能
特 定 保 安 林	指定目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内の施業を早急に実施する必要がある森林として農林水産大臣が指定したもの。
標 準 伐 期 齡	森林生産力が高度に発揮される年齢として定めた林齡で、平均成長量が最大となる林齡を基準とする
保 護 樹 帯	積雪の匍行、寒さ、日照の害を防ぎ、雑草や広葉樹の繁茂を抑えることにより、人工造林による小さい苗木の更新成績を良くし、保護させる目的で、天然林の一部を切り残した樹帯をいう

若狭地域森林計画書

計画期間

自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日
(令和6年12月変更)

発行・編集

令和7年3月
福井県 農林水産部 森づくり課
〒910-8580
福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776 (21) 1111 (代表)